

# 札幌市行政評価委員会 (外部評価ヒアリング②)

評価対象：施策「1-2-2 健やかな育ちの推進」  
に関する11事業

## 会 議 録

平成24年8月20日（月）午後6時00分開会  
市役所本庁舎 18階 第3常任委員会会議室

## 1. 開 会

○吉見委員長 それでは、皆様がおそろいですので、札幌市行政評価委員会のヒアリングを開始いたします。

皆様、遅い時間に本当にありがとうございます。

本日は、施策「健やかな育ちの推進」に関する事業に関するヒアリングということで、事業所管局の皆様方にいらしていただいております。

私は、委員長の吉見でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、行政評価委員に欠席はございません。全委員が出席しております。

最初に、本日の配付資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○改革推進係長 事務局の改革推進部の細川でございます。

座って説明させていただきます。

まず、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

次第の下に配付資料と書いてございます。

まず、資料1は、事前質問の一覧です。資料2は、ヒアリング後の委員による意見交換の際に使う資料でございます。そして、回答用資料ということで、別添資料1-1、1-2、1-3、以降は2から6まででございます。

皆様、お手元におそろいでしょうか。不備等はございませんでしょうか。

それから、追加資料でございますが、カラーのもので、「まずは相談を！」という子ども安心ほっとラインの資料を入れさせていただきます。

資料は、以上でございます。

○吉見委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、本日の進行方法につきましてご説明いたします。

まず最初に、事業の概要説明をお願いいたします。その後、お手元にごございます資料のヒアリング事前質問事項に関する回答をお願いいたします。また、回答のほか、この機会に何かご説明しておきたいと所管局でお考えのことがございましたらご説明いただいて結構でございますので、よろしく願いいたします。

それから、この事業施策につきましては、質問事項が15項目出ております。これにつきましては、一まとめりごとにして説明いただき、回答をお願いするようにならしたいと思っております。今のところ、1から3まで、次に4から10まで、それから残りの11から15までの質問をそれぞれ一まとめりということで、三つのパートに分けてまとめて説明いただき、質疑をするという形で参りたいと思っております。

なお、そういうことですので、お答えいただく場合には、どの質問に対してお答えいただくのかという番号を言ってから進めていただければと思っております。また、限られた時間でございますので、説明に当たっては、極力、簡潔に、要領よくご説明いただいて、委員の皆様からの質問時間はカットしないように、そして、できるだけ短い時間と言うのはおかしいですが、簡潔に進められればと思っております。用意していただいている資料等につ

いては、こちらも目にしておりますので、簡潔にポイントをご指摘いただく形で結構でございます。どうか円滑な進行にご協力いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○吉見委員長 それでは、事業の概要説明を含めまして、1から3の質問も一緒にご回答をお願いできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○子ども未来局 児童福祉総合センター相談判定課長の高橋でございます。

私から、前段をご説明させていただきます。

着席して、失礼させていただきます。

まず、事前質問の1にもかかわってきますが、児童相談所業務でございます。

お手元の別添資料1-1ですが、私ども札幌市児童相談所をご説明するに当たって、こちらをごらんいただきたいと思います。

子ども未来局の中に児童福祉総合センターという組織がございます。この中に、下に太い枠で囲っておりますが、児童相談所担当部長を筆頭に相談判定課長、緊急対応担当課長、以下、相談一係から調査担当係まで組織がございまして、太枠の四角で囲っているのが児童相談所の相談援助部門、本体機能でございます。庶務系の事務につきましては、この図の一番上の児童療育課管理係が担っておりますし、その下の企画担当係では施設系の指導、区役所に置いている家庭児童相談室を所管して、札幌市全体で児童に関する児童相談所機能を運営しております。

それから、児童相談所事業の必要性についてご質問がありましたが、児童相談所は、児童福祉法の第12条に基づきまして、47都道府県、さらには、大都市特例がございましたので、20政令指定都市に設置義務が生じております。その後、2006年4月からは中核市にも設置できることになりましたので、手を挙げた中核市につきましては設置が可能となっております。現在では、横須賀市と金沢市にもありまして、全国では207カ所の児童相談所が存在しております。

業務内容につきましては、児童ということでございまして、ゼロ歳児から17歳までを対象としております。児童に関する幾つかの業務をやっておりますが、大きく分けると、一つ目は、児童に関するさまざまな問題について家庭や学校などからの相談を受けております。二つ目として、児童やご家庭についての必要な調査とか、医学的、心理学的、教育学的、社会学的、あるいは精神保健上の判定を行っております、イメージしやすいのは療育手帳という知的障がい児の手帳の判定もやっております。三つ目として、児童あるいは保護者について必要な調査、判定に基づいて指導を行うことです。四つ目としては、児童の一時保護を行います。一言で言いますと、こうした四つの業務を行っております。

次に、お手元の別添資料を1枚めくっていただきまして、資料1-2ですが、相談の種類、それから、受理状況ということで下段に過去5年の札幌市児童相談所の個別の取り扱い

い件数を載せております。

相談種別は、大きく分けまして、まず養護相談でございます。具体的にはどんなものかという、保護者が家出、失踪、死亡、離婚や入院といった何らかの事情でお子さんを監護できないようなケース、あるいは、棄児と言われる捨て子、迷子、それから、この資料には被虐待児と書いてありますが、養育者による虐待を受けたお子さん、望まない妊娠等で出産して子育てできない場合に養子に出したいということでの養子縁組相談など、これらを養護相談というジャンルでくくっております。

表の二つ目は、保健相談でございます。未熟児や虚弱、内部機能障がい等の相談を受けております。下段に実績を載せておりますが、保健相談は相当少ない件数で推移しております。

三つ目には、障がい相談です。肢体、視聴覚、言語、重症、知的、自閉相談等がございますが、最近では、発達障がいと言われている分野の相談がかなりふえております。下段に平成23年度の実績を載せておりますが、障がい相談は2,553件と、昨年の児童相談所の扱い総数が5,158件ですので、ほぼ半分が障がい相談という内容になっております。世間的には、この10年ほどは児童虐待が新聞報道、ニュースでいろいろ報じられておりますが、虐待だけを扱っているものではなくて、ほとんどは障がい相談で全国的に半分ぐらいの割合を占めております。

さらに、非行相談ということで、虞犯、触法行為、家出など、警察からの通告、家族からの相談等々です。また、法に触れるような行為、触法行為を行った場合には、少年法の枠組みの中で主に警察が取り扱いますが、14歳未満につきましては、直接、警察から家庭裁判所に送れないのです。したがって、一たんは、児童通告という形で児童相談所に書類等が回ってきます。場合によっては身柄も一緒に来ますが、児童相談所から家庭裁判所に少年法の審判に付してくださいという手続をせざるを得ませんので、こういうことも行っております。

それから、育成相談です。性格行動相談、発達上の問題や家庭内暴力、不登校問題などがございます。幼稚園、保育所、小・中・高校等、学齢児でそこに在籍しているにもかかわらず、長期にわたって登校、登園しないようなケースについては、家庭、あるいは学校からも心配だということで相談が来ますし、近隣からも、本当であれば学校に行っている時間帯なのに子どもが公園で遊んでいるといった情報等も寄せられます。そこで、何らかの形でご家庭に事情があるのであれば、私どもが積極的に介入してその問題を解決しているところがございます。その他、適性相談や育児、しつけ相談等々がございます。

相談種別としましては大きくこの五つでございますが、私ども札幌市児童相談所では、日々、こういったことを粛々と行っております。

また、お手元の資料をもう一枚めくりますと、資料1-3がございます。今申し上げたさまざまな相談が、ご家族、地域、学校、関係機関などいろいろなところから私ども児童相談所に寄せられてきます。まずはいただいたお話をしっかりお聞きして、相談受理とい

う手続に入っていきます。受け付けをしまして、私どもは所内で受理会議を行っておりますが、その会議の後、調査方法や援助方針を決めていきます。お子さんの生命に危険がある場合には、緊急一時保護ということで先に身柄の安全を確保することも中にはございますが、多くは、相談を受けてから所内で検討して処遇方針を決め、進めております。最終的には、いろいろな相談がある中でとりわけ虐待に注目を浴びておりますけれども、多くは私どもが仲立ちするような形で、親御さんの言い分、お子さんの言い分などいろいろな情報をもとに関係修復を図り、家族を再統合していきます。すべてのお子さんを一時保護するものでもございません。

しかしながら、一時的には親子分離せざるを得ないケースもございますので、その場合には一時保護ということで身柄を預かります。ただ、通常は1カ月程度しかお預かりしませんので、その後は里親に委託に出すとか、児童養護施設へ措置する等々の処遇を行っております。それが矢印の下の方になっております。

それから、1枚目の枠でくくっている児童相談所の本体機能でございますが、人員体制につきましては、4枚目の別添資料2に今年度の職種ごとの人員、体制を載せております。児童相談所長は、現在、医師職の部長職を配置しております。課長が2名、その下にSV、スーパーバイザーと表記しておりますが、係長職でございます。その下に児童福祉司35名を現在は配置しておりますが、うち5名は係長職になっております。その下の児童心理司は、今年度からは13名おります。ここには、児童心理をつかさどる判定係、係長はSVにカウントしておりますが、そのほかにも担当係長として1名を配置しておりますので、13名となります。正職員としましては、その下に一時保護所がございますが、ここに係長1名、そのほか職員、児童指導員が5名、保育士8名を配置して、正規職員といえますか、通常の職員数で71名を配置しております。そのほかにも、児童心理司、心理療法士、里親対応専門員、あるいは、児童生活指導員、学習指導員、ドクターの方々を非常勤として採用しておりますので、100名以上の職員数で運営している状況でございます。

それから、事前質問の2番目にもなっておりますが、札幌市内にも幾つかの相談窓口があるということで、その辺をお知りになりたいというご質問をいただいております。

お手元の資料では、5枚目になりますが、A4判横の別添資料3がございます。

札幌市内にもいろいろな関係機関がございます。札幌市役所のほかにも、法務局、弁護士会、道立機関などいろいろな機関がございますので、これらの機関とは年に数回の連携会議等々を開いております。それぞれ専門機関として相談窓口を設けておりますので、若干重なる部分はございますが、一義的にはそれぞれの業務に特化した相談機関として市内に多数存在しております。

それから、事前質問の3番目で、地方分権改革の対応状況というご質問をいただいております。

分権につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、児童相談所業務は、児童福祉法の中で規定されておまして、都道府県、政令指定都市は同じ業務を行っておりますので、

特別、国から業務がおりてくる、あるいは、都道府県から業務が移管されるということは基本的にはございません。そのようなことから、分権等の流れにつきましては、影響を受けることはないのが実態でございます。

事前質問の1から3について、事業内容とともにご説明させていただきました。

○吉見委員長 ありがとうございます。

それでは、1から3まで、全体にかかわるところでございますが、委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。

○山崎副委員長 3番目ですが、私の理解では、去年の児童福祉法の改正で、児童養護施設に関する参酌基準その他を条例で決めて委任しなければいけないというようなことがございましたね。そこで、今回テーマになっている健やかな育ちの推進にかかわる施策分野で、札幌市は、そのような児童福祉法の義務づけ、枠づけの緩和に基づいて条例をどのような形で制定されているのかということについて補足していただけたらありがたいという質問でした。

○子ども未来局 児童療育課長の佐藤と申します。よろしくお願いたします。

今ご質問いただいた児童福祉養護施設、福祉施設の運営基準です。人員と運営の基準につきましては、国で規則が改正になりまして、地方公共団体が条例で定めることができとなりました。その中につきましては、従うべき基準と参酌するべき基準という形で規定されておりますけれども、札幌市としては、養護施設の基準については基本的にほとんど従うべき基準の中に入っておりますので、そのとおりの条例化したのが実態でございます。

○山崎副委員長 そこで、ここは従うべき基準ではなくて、札幌市独自のスタンダードでこうしたことをやるような工夫はご検討されたのですか。あるいは、これからそういうご予定があるのかということについては、いかがでしょうか。

○子ども未来局 当然、その中の参酌するべき基準について、国の基準とするべきかどうかは考えさせていただきました。ただ、現状と余りにもかけ離れるような基準にはするべきではないということもございますので、現在、札幌市内には児童養護施設が5カ所ございますが、例えば、各居室の定員は新しい基準で言うとかかなり厳しくなっておりまして、それを緩和するのかどうかを考えましたけれども、古い施設も多いものですから、当然、建替え等も視野に入れて、その際に新しい基準を適用すべきだということで緩めるようなことはしておりません。

○吉見委員長 委員の方からほかにいかがでございましょうか。

私から、これは、もしかすると今聞くべきではないのかもしれませんが、児童相談所だけではなく、さまざまな施設なども含めて、全体を通じて昨今の状況をかんがみたときに、今の状況をどのように把握していらっしゃるのか。すなわち、物すごく忙しくなっているとか、あるいは、本当はこういうところをもっと必要だとか、今までの状況、ここまでの体制を考えると、こういうところを変えていかなければいけないとか、不足しているなど、状況がどんなふうに変まっているかということですね。まさに、健やかな育ち

を考えたときに、状況が変化しているのか、それとも、昔から余り変わらないのか。

これは、法律で規定されているものがかかなりあって、その結果、札幌市として物すごく自由度がある事業でないことはよく理解しているのです。しかし、逆に言うと、法律があるために、臨機応変な対応というのか、状況が変わっているにもかかわらず、あるいは、札幌市の状況が他都市やほかの地域と比べてある種の特殊性がありあるのかもしれませんが、そういったことになかなか対応し切れていないとか、昨今の状況の変化などについてどういうふうに認識されているか。そして、その対応をどのように図られ、あるいは、これから必要とされているか。もしかすると、中には、必要なのだけれども、法律上はできないことがあるのかもしれませんが。そういうことも含めて自由にお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども未来局 私から、昨今の状況を踏まえて、児童相談所の業務だけではなく、札幌市の相談体制のことについて少しお話しさせていただければと思います。

札幌市の児童相談所は、現在1カ所でございますけれども、数年前から1カ所でいいのかどうかという議論がありまして、虐待案件も社会的に大きな影響を持ちますし、件数自体も非常にふえてきている状況がございました。そこで、札幌市の児童相談所をどうすべきかということについて、諮問機関である札幌市社会福祉審議会に諮問しまして、平成22年度末に札幌市児童相談体制強化プランを策定したところです。

これについては、児童相談所の体制強化だけではなくて、札幌市の相談体制をどのように強化するかということをもとめたものでございます。一つには、児童相談所の体制強化で、これはきちんとしなければなりません。もう一つは、児童相談所だけで相談を受付け、対応するのはやはり限界が来ており、それではどうするかということで、役割分担と連携強化という形で、各区役所に家庭児童相談室を設置して、そこと児童相談所が役割分担と連携強化を図っていくという方法をとりましょうと。もう一つは、児童相談所の強化の中で、一時保護所の機能を、現在、36名の定員ですが、きちんと強化すべきではないか。また、区の中で、関係機関、関係団体等との連携を密にして強化していくということで、区の要保護児童対策地域協議会の活性化というお話が出てございます。このように、質問の中にも項目として入ってございますが、今、つくりました強化プランを着実に進めていって、いろいろな各種の相談に対応していきたいと。

また、現実的には、児童相談所の職員に相談する件数は、プランを作成する段階で各政令市の調査をしましたが、札幌市は、当時、1人当たりの相談件数が約190件でした。法定ではないので、生活保護法の件数から比べると倍以上の件数を扱っていたような状況がございます。当然、体制強化という意味では、職員の増強ということについても市役所内部で検討していただきました。

それから、相談というのは、児童福祉司だけがればいいというものではなくて、子どもからの話もきちんと聞かなければならない、また、虐待等の状況がある子どもたちが非常に多いので、心理的ケアも進めていかなければならないというところがございます。で

すから、児童福祉司だけではなくて、心理的ケアを担当する職員、一時保護をする子どもたちが多く、きちんと対応できるように強化を図っていく。

それから、先ほど触れるのを忘れましたけれども、強化プランの中で、実際に児童相談所が措置する施設や里親についても、そこに措置している子どもたちについて、もう少しより手厚いことができないかということで、今年度から養護施設入所の子どもたちについては学習等の指導をする有償のボランティア制度、スタディメイトと言っていますが、そういった制度も導入してございます。また、平成23年度では、札幌市独自の事業ではないですが、北海道と協力して就業に向けての支援を始めたところでございます。

○吉見委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○石川委員 今のお話と関連して、今後の議論のイメージづけのために、別添資料1-2の下に相談件数の推移がありますが、これが減っているようにも見えますし、相談の具体的な中身もわからないので、数字の意味づけがあればあらかじめ教えていただければと思います。

○子ども未来局 相談判定課長の高橋でございます。

資料1-2の下段に表が載っております。平成19年度は、札幌市児童相談所ではトータルで5,108件です。そして、昨年度、23年度では5,158件とほぼ5年前の数字になっております。この間、21年度は6,000件の数字にもなりました。

内訳を見ていただきますと、障がい相談のところで、平成21年度は3,389件と前後の年度と比較しても数字が上がっております。これは、障がい施設の処理といたしましうか、施設処遇については3年に一度の処理を行うものですから、ここで数字が五、六百件ふえているのです。それを除けばこの四、五年はほぼ同じような状況が続いています。

一方、トータル件数は変わらないのですが、一番左の養護相談は、19年度で1,589件でございます。そして、その右隣の児童虐待相談は、内数となっていて、1,589件のうち、虐待相談が478件ございました。23年度を見ますと437件ですが、養護相談そのものは1,841件とふえています。つまり、結果論かもしれませんが、数字上だけで言えば、養護相談に占める虐待相談のシェアは低くなっております。ただ、この間、20年度、21年度は600件を超えておりますので、この辺の年度が実態として非常に多かったのですね。今し方、佐藤から申し上げましたが、当時、担当児童福祉司1人当たり190件になっており、全国の児童相談所の中でもかなり上位の持ち件数でした。

そのようなことから、人事当局にも職員数の増員を要求しまして、平成20年度以降、毎年、二、三名の職員を配置していただき、処理、相談、処遇を行ってきた結果、特に虐待に関しては、年度をまたいで長期にわたってケースワークをしていきますが、それが一たんはやっと終結したケースも多数ございましたので、その辺で数字が下がってまいります。

○吉見委員長 ほかにいかがでしょうか。



○林委員 先ほどの委員長のご質問と関連するかと思うのですが、別添資料2の職員体制についてお伺いしたいと思います。

単純な質問ですが、この人数で足りていらっしゃるのでしょうか。

○子ども未来局 直接仕事をしている担当部局としては、職員が多いにこしたことはありません。ただ、それは、札幌市行政のトータルバランスの中で検討せざるを得ないと思っています。児童福祉法の施行令に職員の配置基準もございますし、交付税の算定でも基準がございます。そういう意味では、現在の職員体制は、特に児童福祉司について規定がございます、今年度で35名を配置しておりますが、幅のある中ではこの35名はおさまっていますけれども、年間5,000何件という対応をしておりますので、結果的にはいっぱいいた方がやっぱり助かるという思いはございます。

○林委員 私は全く門外漢ですが、仕事の中で、子どもの問題は年々大きくなってきて、私たちも一番難しいところなのですね。特に、障がいなどの深刻なわかりやすい問題がない家庭の子であっても、離婚などに直面すると物すごく複雑ですし、よっぽど深まっていないとよくわからないので、そういう意味ではこの人数だと皆さんはすごく大変なのではないかと素朴に思いました。もちろん、全体のバランスや法令の問題もあると思うのですが、無責任な発言になってしましますが、ぜひふえる方向でいったらとてもいいと思いました。

それから、非常勤職員の児童生活指導員8名とありますが、これは、恐らく資格を持っている方ではないですね。具体的な選抜というか、この非常勤職員はどういう形で指導員になれるのでしょうか。

○子ども未来局 相談判定課長の高橋です。

実は、この8人の方は、一時保護所に配置しております、夜間と昼間に働いていただいている方々です。といいますのは、一時保護所だけは24時間の運営をしております。私どもは9時から5時という日中の対応をしておりますが、お子さんを預かっている都合上、24時間365日、一時保護所は運営しておりますので、正規職員で不足する部分を担当しております。

資格につきましては、学校教育法、要は、大学で社会福祉の単位を修めて卒業された方、あるいは、保育士資格、教員資格といった有資格の方で、全くの素人ではないです。

○林委員 札幌市は、臨時指導員はいないということでしょうか。

○子ども未来局 私どもでは、正職員で足りない部分については、臨時ではなく、第2種非常勤を原則としております。

○林委員 了解です。ありがとうございます。

○吉見委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○太田委員 今の林委員の質問を引き継ぐのですが、非常勤職員の方々に、資格がわかるのが医師と心理療法士ですけれども、そのほかの里親対応専門員や学習指導員という方も

有資格者と考えるよろしいのでしょうか。

○子ども未来局 まず、学習指導員につきましては、教員のOBの方をお願いしております。この方も一時保護所に配置しております。といいますのは、お子さんが一時的に家庭から親子分離をしますのです、その間、学校に行けないのですね。学力が低下しては困りますので、午前中に教員OBである学習指導員に授業を見てもらい、個別の対応をしております。

そのほかにも、里親対応専門員、虐待対応協力員、子ども安心ホットライン等々、何人かの非常勤職員がいますが、いずれも児童福祉の単位を大学で修了しているなど、何らかの形で有資格の方を要綱上で定めて、面接の上、お願いしております。

○太田委員 ちなみに、待遇についてお伺いしたいのですが、非常勤となりますと、時給という扱いになるのでしょうか。また、社会保障等々を含めまして、どういう待遇でいらっしゃるのか、代表的なところを教えてください。

○子ども未来局 ドクターにつきましては、あえて第1種と書いております。これは、札幌市のくくりの中で異例でして、お医者さんは外していただきたいと思いますが、それ以外のこの表で言う方々、6職種の皆さんは週に29時間で、子ども安心ホットライン相談員だけが週24時間になっております。したがって、基本的には、非常勤職員は、私どもの正規職員と言われている職員の4分の3以下の勤務になっております。雇用保険や社会保険も入っておりますが、子ども安心ホットラインの相談員につきましては、週24時間という都合上、保険がかかっておりません。国保に入るか、社保の任意継続という形で運用しております。お休みにつきましては、正規職員にほぼ準じた形で有給休暇等もございます。

○太田委員 臨時職員の大体の方々が週29時間程度働かれて、ある程度安定した生活ができる収入を得ておられると考えてよろしいですか。

○子ども未来局 回答が漏れましたが、報酬につきましては、月額報酬で、その職種によって報酬月額が決まっております。高い方でしたら月額20万円ぐらいです。一番低い方で、子ども安心ホットラインが週24時間ですので、この方々で十六、七万円ぐらいの月額報酬になっております。それぞれ事情がありますので、この金額で本当にひとりで生活できるかといったら、昨今では微妙なところではあります。

○吉見委員長 ほかにございますでしょうか。

感想めいて質問になるかどうかわかりませんが、これから個別のところが出てきますけれども、恐らく、この事業については、昨今の状況を考えると非常に必要性を感じているところであると思うのです。しかし、恐らく多くの市民もそうだろうと思いつつも、一方で、少子化の時代の中で、対象となるはずの子どもたちの絶対数はどんどん減っているのに、今回の事業の対象になる子どもたちがふえてしまうのは大きな矛盾です。すなわち、健やかな育ちの推進という事業は、問題が発生したといいますか、何かの問題を抱えた子どもに対応する事業であって、根本的に健やかな子どもたちを育てようという事業ではな

いのではないかと。変な言い方ですが、つまり、本当に健やかに育っている子どもたちはこの事業のお世話にならないのです。ですから、健やかに育つことができなくなってしまう、何らかの問題を抱えた子どもたちがこの事業のお世話になるのであって、その意味では、何と申しますか、この事業を大きくしなければならないということは、特に少子化の時代の中では非常に大きな矛盾を抱えているような気がするのです。

もちろん、これは施策の名前ですからいいのですが、基本的には、この事業というのは、社会がいろいろと問題を大きく抱える時代になってしまった、その中で事業が大きくなってしまい、そういう問題を抱えた子どもたちに対して手当てをする、対応する事業にならざるを得なくなっているのかと思うのです。ちょっと残念な話かもしれませんが、こういう認識でよろしいかどうか、これはこういうことなのでしょう。

○子ども未来局 相談判定課長の高橋です。

委員長がおっしゃるとおり、ある意味では矛盾するのですね。本来と申しますか、理想論を言えば、私どもの仕事はないにこしたことはない仕事だなと個人的には思っております。特に、虐待や養護児童にしても、親御さんが行方不明になって子どもが残されるとか、具体例で言えば、親御さんが犯罪行為に手を染めて逮捕、受刑、拘留ということがたまにあります。警察から連絡が来て、今、〇〇ちゃんの親御さんを〇〇容疑で逮捕しました、ついては、小さなお子さんがいるので、児童相談所で身柄を預かってくれということが突然やってくるのです。事前にそういう情報は来ないのですね。本来であれば、そういうことがない世の中が理想論ですし、そうあってほしいと思うのですが、残念ながら、現実にはそれなりの数字で存在しています。

また、北海道の中の札幌市という位置づけも一つのキーポイントかと思っております。漠然とした答えになるかもしれませんが、今、札幌市の生活保護費が1,000億円を超えています。190何万人という大都市の中で、政令市と比較されますが、札幌市はかなり上位なのです。ということは、生活保護の一例だけをとっても、経済的にも生活が苦しく、生活が苦しければ子育てにも支障を来すと、いろいろな意味での悪循環があります。

もう一つは、障がいをお持ちのお子さんがおります。お子さん自身の障がいも昔から一定程度存在しておりますけれども、障がいそのものが世間に受け入れられ、親御さん自身も、受け入れられるようになったということで児童相談所や専門機関にも積極的にかかわってくれます。冒頭に申し上げましたが、発達障がいも最近は相談件数がすごくふえております。また、親御さん自身の障がいもございます。いろいろなものがありますが、とりわけ精神障がいを抱えている親御さんは、全国の都市の中で人口に対する精神科病院のベッド数は全国ナンバーワンです。それだけの需要があるからベッドがあるのです。言い換えれば、札幌市民の相当数がそういう障がいをお持ちという実態も現実にございまして、もろもろの家庭の事情はございますけれども、そういう背景が今の札幌にはあります。

そんな中で、こういう健やかな育ちという事業は、委員長がおっしゃったように、本来的には、お子さんのことで児童相談所にかかわってくる前段でいろいろなことができれば、

していれば、そこまでいかなかったのかという思いもございます。しかし、結果として、毎年5,000数百件といういろいろな相談を受けているのが実態でございます。

○吉見委員長 ありがとうございます。

ほかによろしゅうございましょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉見委員長 それでは、次の項目に移りたいと思います。

私は先ほど10までと申し上げたかもしれませんが、4から9までです。私が誤解していなければ、児童相談所関係がここまでかなと思いますので、4から9の質問につきましてまとめてご回答いただけますでしょうか。

よろしく願いいたします。

○子ども未来局 緊急対応担当課長の山本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私から、4点目のご質問について、子ども安心ホットラインの内容ということでお答えいたします。

子ども安心ホットラインの事業費は、今年度は1,030万円の予算を計上している事業であります。具体的には、非常勤職員を5名、児童相談所の中に雇っております、その報酬が主になっております。この非常勤職員は、それぞれ有資格の専門相談員という位置づけであります。

認知度の向上に向けた具体策であります。これは、お手元にお配りしたカラー刷りのチラシがありますが、昨年、これを約3万部印刷して、学校や区役所、まちづくりセンター等々に配布して周知を図っているところであります。また、それと同じようなイラストで地下鉄駅ホームの電照広告にも大き目のサイズで掲出してあります。

次に、子ども安心ホットラインを設置した理由です。従来、児童相談所の正職員が不在である平日の夜間、土・日の時間帯にも相談する市民が数多くおまして、そういった方々へのニーズ、需要にこたえるということでもあります。これは、先ほど申し上げました平成22年度に策定した児童相談体制強化プランということで、児童相談所の機能を強化しようということでもあります。

実際に、昨年9月に発足してから昨年度末までの約半年間に、電話相談員が対応した相談件数が921件ありました。その中で虐待通告が106件ありまして、それに対して実際に調査したところ、うち5件が虐待の事実を認定したわけであります。

子ども安心ホットラインについては、以上であります。

○子ども未来局 それでは、5番目のご質問にお答えしたいと思います。

心理療法士等の人件費をお尋ねいただいております。

児童相談所運営管理費は、平成23年度決算で約5億1,000万円ございます。そのうち、人件費に絡む部分でございますが、心理療法士は、細かく言いますと、心理療法士と児童心理司という心理系の職員を配置しております、ここの中では、6名を計上しております。先ほどの資料では7名になっておりますが、1名分につきましては虐待のとこ

ろで計上しておりますので、ここの経費につきましては6名分でございます。心理担当の非常勤で1, 873万円ほどの内訳になっております。そのほか、先ほどの職員体制のところでは載っておりませんが、給食調理員という一時保護所の朝、昼、夜の食事をつくっていただいているという非常勤職員も存在しております。この方々が8名おまして、23年度決算でこの経費は1, 770万円ほどになっております。

それから、人件費では、先ほども申し上げましたとおり、児童精神科医と言われているドクターの方々がおります。児童相談所長も精神科のドクターであります。彼は正規職員ですのでここには人件費として計上されておられません。非常勤職員としてのドクター9名をお願いしております。このドクターに対する報酬が300万円ほどで、心理担当職員、給食調理職員、判定等に絡むドクター9名分で約4, 000万円ほどが人件費として決算に上がっております。

○子ども未来局 緊急対応担当課長の山本です。

6番目のご質問についてお答えいたします。

地域、市民との連携の強化という点であります。

児童虐待に対応するためには、未然防止はもとより、早期発見・早期対応が非常に大事であります。こういったことを児童相談所自体が発見するのはなかなか難しいわけでありまして、地域の方の目ということで、おかしいなと虐待を疑っていただくような目を持つ方々が地域にいて通報して下さることが早期発見のためには非常に大事であると考えておりますので、そういった協力を地域の方に求めていきたいというものであります。具体的には、オレンジリボン地域協力員制度ということで、そういった正しい知識を持つ方をふやしていく制度、あるいは、要保護児童対策地域協議会という各区に設置している地域の関係機関の連絡会議の機能をいかに有効に動かしていくかが大事になっております。

次に、7番目のご質問で、オレンジリボン地域協力員と児童心理司、児童虐待対応協力員の役割であります。

別添資料4の表をごらんください。このように役割、要件、人数をまとめております。かいつまんで言いますと、オレンジリボン地域協力員は、市民の皆さんにお願いしている協力員制度です。一方、児童心理司と児童虐待対応協力員というのは、非常勤職員として我々が任用、採用している職員であるという大きな違いがあります。人数は、オレンジリボン地域協力員は昨年度末現在で9, 827人、児童心理司は7人を採用しております。児童虐待対応協力員は1人を採用しております。

次に、8番目のオレンジリボン地域協力員によって早期発見につながった件数とか、どのような成果があったかというご質問です。

オレンジリボン地域協力員には、民生委員や児童委員、青少年育成委員を初めとして、関係団体の多くの皆さんが登録している制度であります。平成23年度には、こうした関係団体の方からの通告が全体で710件あるうち94件いただいております。虐待の通告の電話は匿名が前提となっておりますので、その都度、電話をくださった方に協力員の資

格の確認はしておりません。このほかに市民の方から389件の通告をいただいておりますが、その中には協力員に登録されている方も実際にいらっしゃいました。先ほど申し上げましたように、こういったオレンジリボン地域協力員制度を通じて児童虐待に関心を持っていただくことが非常に大事だろうということで、これが児童虐待の防止や早期発見の成果につながっているものと考えております。

私からは、以上です。

○子ども未来局 児童療育課長の佐藤と申します。

私から、9番目の一時保護所の定員の拡充と環境整備についてです。

先ほども申し上げましたとおり、一時保護所の定員は現在36名でございます。一時保護する子どもは、まとめて保護するのではなく、男女の別及び、また年齢別に部屋を分けて保護しております。そういう関係から、36名がびっしり入っているので満室というわけではありません。例えば、男の子ばかりが多く、女の子の部屋があいているときに、男の子を保護してほしいといった場合は難しいということもございます。そういった状況もございますし、政令市の児童数等を参考にさせていただいて現在の36名から50名まで拡充したいというふうに考えてございます。拡充するに当たっては、当然、生活環境、学習環境も考えたものにしたいというふうに考えてございます。そこで、現在、改修に向けて基本計画を策定している途中でございます。この段階で、どのような施設にし、どのような工事を行うのかということをつくっていきたいと考えてございます。

私からは、以上です。

○吉見委員長 ありがとうございます。

9番までで委員の皆様からご質問等はございませんでしょうか。

○太田委員 4番について質問させていただきます。

ホットラインの認知度の向上について、チラシを配布されたということですが、例えば区役所等にはどういう状況で置かれているのかと。区役所に伺いますと、いろいろな施策のものが雑然と並んでいるのが通常だと思うので、これは命にかかわる大切なものですから、そういったところまで確認されているのでしょうか。また、市民の方たちが立ち寄られるということでは、区役所、駅ではなく、スーパーマーケットなど、もっと効率的な配布場所があると思うのですが、そういったことも今後考えていらっしゃるのかどうか、教えてください。

○子ども未来局 児童療育課長の佐藤です。

区役所で雑然ということですが、基本的には、区役所の中でパンフレット置き場が決められておりますので、そういったところに置かれている状況でございます。なお、先ほどの説明に補足させていただくと、コンビニ等での配布ということもお願いしております。ただ、実際には、それぞれのコンビニの取り扱い店舗によって置いていただける場所が変わっていたり、1枚張ってあるだけとか、場合によっては職員の方だけに周知するという形で配られているようなことは聞いております。そのほか、民生・児童委員については、

ほぼ全員の方にお配りして、市民の方に周知していくような方法もとっております。コンビニについては、我々としては置いてほしいとご相談申し上げて、その中で調整をしていただいて、1,500枚ほどの枚数をくださいということで対応させていただいているところです。

○吉見委員長 ほかにいかがでございましょうか。

○林委員 先ほどの質問と同じになってしまいますが、5番の質問で、心理療法士等の人件費の内訳について説明してくださいということで先ほどご回答いただいたのですが、端的に、心理療法士であれば給料はどれぐらいになるのでしょうか。

○子ども未来局 相談判定課長の高橋です。

経験加算も細かくはありますが、ざっくりと一般的には二百七、八十万円が年収です。

○林委員 それは支給額ですか。

○子ども未来局 支給額ですので、ここから所得税や必要経費が引かれます。ただ、先ほど週に29時間と申しておりますが、勤務日数は4日です。つまり、平日だけを考えると、1日あいております。この1日を使って、実態としては、彼ら、彼女たちという言い方をしますが、私どものところにいる方々は、今、別のところでもお仕事をしております。学校のスクールソーシャルワーカーなど、同じような心理系の仕事で別のところで週に1日の仕事をかけ持ちでやっておりますので、それらを合わせて年収は300万円から400万円で行っているのが実態であります。

○林委員 児童心理司の13人は、基本は常駐という形でしょうか。別添資料2を見ていたのですが、児童心理司の人数が13人となっているので、基本は、13人が常駐ということですか。

○子ども未来局 13人は正規職員です。

○林委員 そうですね。それは、毎日ですか。

○子ども未来局 月曜日から金曜日までです。

○林委員 それプラス非常勤の方と。

○子ども未来局 トータルで7名ということですか。

○林委員 わかりました。

○吉見委員長 ほかにいかがでございましょうか。

○石川委員 オレンジリボン地域協力員制度について教えていただきたいと思っております。

これは、いつぐらいから始まって、他の政令市でも同じようなオレンジリボンという名称を使って実施されているのか、その辺の状況を教えていただきたいと思っております。

○子ども未来局 緊急対応担当課長の山本です。

オレンジリボン地域協力員制度は、平成12年からございます。当時、虐待防止地域協力員という名称でしたが、制度としては同じものを継続しているということになります。

オレンジリボンというのは、虐待防止のシンボルでありまして、全国共通であります。ただ、こういう名前を使った協力員制度についてほかの都市あるいは都道府県で行って

る具体の情報は、私は存じておりません。

○子ども未来局 相談判定課長の高橋ですが、補足します。

私は、官庁速報というもので拝見しましたが、場所は忘れましたが、ある都市で、民生委員・児童委員全員に、札幌市と同様の趣旨で、児童虐待等防止のために地域でそういう情報があったら児童相談所に寄せてほしいということで、ことしでしたか、一斉に研修をしてそういうものを進めたということは目にしたことがございます。ですから、表には出てきておりませんが、幾つかの都市では似たようなことをやっているのだと思います。ただ、札幌市は、今、山本が申しましたとおり、10年以上前から、当時は民生・児童委員を中心に研修を受講していただき、児童虐待防止の知識の普及啓発を進めていった経過がございます。

○吉見委員長 関連して、実は、オレンジリボン地域協力員という仕組みがまだよく見えておらず、お聞きした限りでは、どういう方がどういうことを経てなるのかということがわからないのです。今のお話を総合すると、例えば、札幌市の場合には民生委員なり、小・中学校の教職員全員が自動的になるものではなさそうで、研修を経ることを要件にしているようだということですね。対象となるような方が、私がやりますと言って手を挙げて研修を受ければみんながなれるものなのか、任期があるのか、完全にボランティアベースで行われていることなのか、報酬が一定程度発生するのか、そのあたりの仕組みがわからないので、教えていただけますでしょうか。

○子ども未来局 緊急対応担当課長の山本です。

オレンジリボン地域協力員制度の概要をご説明いたします。

これは、先ほど申しましたとおり平成12年から発足した制度であります。協力員になってくださっているのは主に民生・児童委員でありまして、さらに青少年育成委員、保育所の職員、幼稚園の職員、小・中学校職員、児童会館職員、そのほかに一般の市民の方にも広く紹介してなっているところでもあります。ただ、人数でいきますと、昨年度末現在で、民生・児童委員は5,000人近い方に登録をいただいております。その一方で、一般市民は、最近、熱意のある市民の方にもなってくださいとご紹介しております。200名弱の方になっていただいております。

なるに当たりましては、虐待とは何だろうかということ、あるいは、どういったときに通報したらいいのかという基本的な知識を身につけていただくという意味で研修をしております。その研修を受講された方に対して、後日、協力員証をお送りしてなっております。ということであります。そして、これに任期はございません。また、報酬等は発生しておりません。いわゆるボランティアになりましょうか、そういった方々に協力をいただいているということでもあります。

そういう意味では、一般の方は、どなたでも、興味がある、なつてみたいとおっしゃる方がいらっしゃれば、場合によっては我々が出向いていってご説明した上で登録をいただくなど、きめ細やかにやっっていこうということでもあります。



○吉見委員長 ありがとうございます。

9、800人内外の方がいらっしゃるようですけれども、とんと出会ったことがないと思ひまして、本当にこの人たちは働いているのだろうかということがまず第一でした。本当に働くということで、役割の中でありましたような児童相談所から依頼を受けたケースの相談、支援、援助活動や虐待防止などの啓発活動をやろうとすると、それなりにお金もかかるし、時間もかかるし、全くのボランティアベースでやれることは相当限られてくると思うのです。しかも、当然、そこに責任が発生するはずですが、責任を負い切れないことになりはしないのかということ懸念したものですから、お聞きしたところです。

また、これに限らず、地域には何とか委員という方がいろいろといらっしゃって、同じように、任期がなく、一度なってしまうとずっとやっておられて、実質は何もされていないと。何とか証ということで、紙にはコストがかからないのしょうけれども、例えば、地域パトロール員か何かの腕章を渡したら、それをずっと持って、名誉職といいますか、それをぶら下げて犬の散歩をしている方はたくさんいらっしゃって、返せと言っても返さないのですね。そういう状況を見ますと、本当にどれぐらいの効果があるのかということで、先ほどの成果がどういうふうにあったのかということもあったのだらうと思ひます。基本的に、ボランティアベースで行われて、たくさんの方が協力されて、草の根でいろいろな協力をされることは非常にいいことだと思うのです。しかし、逆に費用が余りかからない事業らしいので大丈夫かという面もあって、少し懸念をしたところです。

今の段階では、問題は特に発生していないのでしょうか。

○子ども未来局 緊急対応担当課長の山本です。

結論から申し上げますと、問題が発生しているという認識は今のところありません。私どもとしては、こういった協力員制度では、もちろんおのおのの協力員によって温度差は確かにあると思うのです。これはいたし方ないことですし、そこに責任を背負わせてしまうと、また負担になるということもあろうと思ひます。ですから、おのおのの協力員の温度差、濃淡はあれども、協力員制度を広げていくことが大事だと考えております。というのも、虐待通告は、昨年度は710件ありましたが、その半数以上が地域の市民の方、一般の方からの通告なのです。こういった方の通告の中に虐待が潜んでいるということでありまして、おかしいなと思つたご家庭の様子は確認がとれなくても通報していただくことが虐待の早期発見につながりますので、オレンジリボン地域協力員の方を初めとして、地域の方が虐待に関心を持っていただくことを広げていきたいというふうを考えております。

○吉見委員長 ありがとうございます。

繰り返しですが、役割の3と4が気になるのです。相談、支援、援助活動、啓発活動とありますけれども、具体的に何をされているのだらうと思うのです。

○子ども未来局 相談判定課長の高橋です。

先ほども申し上げましたとおり、平成12年からスタートしましたが、当初は、民生・

児童委員にお願いしてスタートしたところがございます。その名残といいたしめようか、スタートのときのいきさつで、民生・児童委員としてのそもそもの役割におんぶした部分があります。ただ、現在の実態の運用としては、昨年度から一般市民にも広報さつぽろを使って広く研修会をご案内しておりますが、私どもとしては、これが重荷になっては困りますから、それほど当てにはしておりません。私たちは、お手元の資料の1にあるとおり、地域内での児童虐待、疑いを含めて、そういう情報を寄せていただけることを最優先に期待しております。

といいますのは、きょうご出席の委員の皆様もひょっとしたらそうかもしれませんが、児童相談所は市民に対してなかなか見えにくいといいたしめようか、どんなところなのだろうということがあると思います。よほどでないといらっしゃることはない施設ですので、そもそも何をやっているのだろうということがあると思うのですね。聞きようによっては、強制的にお子さんを親子分離して一時保護するというひどいこともしていますし、何てすごいところなのだろうと、ちょっと世間ずれしている部分もありますので、敷居が高いとも思われがちです。しかし、そうではないのです。まずは、児童福祉全般について知っていただいて、そこから児童虐待防止についてぜひとも皆さんの力をかしてほしいと、そういうことを主眼に置いております。委員長ご指摘の3と4をまともにお願したら無報酬の中では非常に活動しづらいことですが、これは形式上で残っているといたら大変申しわけないのですけれども、そういうことでそれほどご心配なことはありません。

○吉見委員長 ほかにご質問はございますでしょうか。

○石川委員 今回のオレンジリボン協力員にそれほどこだわるつもりもないのですが、私も青少年育成委員を長らくやっていてどうだったかなと思って、不良で講習に出なかったからもらえなかったのかなとか、いろいろと考えておりました。

任期がないという話もあって、そうすると、ふえる一方なのかという印象もありました。状況がわからないのですが、9,800人に働きかけをしているのかどうかということで、仮にしていれば、忘れながらも自分は協力員だったと思いながらそういう関心がわくでしょう。しかし、最初の登録だけだと、なっているかどうかもだんだんわからなくなってきて、本来の趣旨からずれるかもしれません。ですから、運用がどうなっているのかなど。また、もし今の趣旨を貫徹するのであれば、なっていたのであれば、理想としては年に一度でも発信するべきかと思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

○子ども未来局 相談判定課長の高橋ですが、私からお答えさせていただきます。

実は、研修受講のあかしといいたしめようか、協力員になっていただくと、協力員証を発行しています。ただ、それだけでは、何年もやっていただいているとだんだんぼやけてきます。昨今の児童福祉の情勢も変わってきますし、法改正等もございますので、私どもは、地域協力員便りというものを発行して、少なくとも年に1回はご自宅にお送りするようにしております。民生委員や学校などの関係機関で連絡手段がある方々につきましては、郵送料節減のために関係機関から直接手渡しでお送りする形です。そして、本人が民生委員

をやめたとしても、やめたと言わない限りは住所等も直して登録しておりまして、機関紙便りを発行することによって最近の情勢をお伝えしております。また、不幸にして鬼籍に入られた方については、お身内から連絡をいただいて名簿の更新をしておりますので、この9,000何がしはほぼ実数で運用しております。

○吉見委員長 ありがとうございます。

今はまだこの数をふやしていきたいという趣旨だというふうに思います。ただ、心配なのは、杞憂かもしれませんが、こういう仕組みが悪用されたりしないようにしなければいけないというのは危惧するところですね。割と容易にだれもが協力員になれるので、協力員がその立場を利用して云々ということがもし発生しますと、これは大きな問題で全く逆の方向に行ってしまいます。今、石川委員が言われましたが、ある種のケアといいたしうか、本来は、各委員をきちんと把握して、どういう方で、どういう状況におありで、協力員をしていただく資格があるというのか、ふさわしい方であり続けられているのかどうかということがカバーされないと、不測の事態が起こったときは大変だなとちょっと気になる場所であります。今のところは、パンフレットというか、何とか便りを送るという形でのアプローチになるわけですね。

ほかに何かございますでしょうか。

○林委員 今出ていたご質問と関連するのですが、オレンジリボン地域協力員の人がかどこかに1人いるとして、その周辺の地域住民はあの人かオレンジリボン地域協力員なのだと、よく民生委員だと玄関に出ていますけれども、そういう形ですか。

○子ども未来局 緊急対応担当課長の山本です。

オレンジリボン地域協力員制度は、殊さら、私が協力員ですということをお示しするものではありません。ですから、一般の方がその方がどうかはわからないのが実態であります。ただ、大多数は民生・児童委員や青少年育成委員の方ですので、そういった意味ではその協力員になっているだろうということはわかるでしょうし、オレンジリボン地域協力員になりませんかというような市民の方への啓発もしてくださっているというふうに考えております。

○林委員 何となくはわかるのですが、今後のあり方という意味では、協力員をたくさんふやすことによって地域内の虐待を早期発見する、もっと言えば未然に防ぐということは確かに一つの方法だと思うのですが、ただ、委員長がおっしゃっていたような危惧というか、漠然とした不安感を全く感じないわけではないのです。だれでもなれるという意味で負担をかけないのも一つの方法だとは思いますが、最低限の責任を何かの形で持って、その人がそういう人だということを地域の人に知ってもらって、自分が役所なり児相に直接知らせるのは何となく気が重いから、まずはそういった協力員に相談できるといったような形でも平場での広がりをつくっていきけるのかと思うのです。これは勝手な考えですけども、そう思ったのでちょっとお聞きしました。

○吉見委員長 これに関してはよろしいですね。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

(「異なし」と発言する者あり)

○吉見委員長 それでは、9番目までの質疑を終わります。

続きまして、10から15番目までの質問についての回答をお願いいたします。

○子ども未来局 児童療育課長の佐藤です。

10番目の措置費で負担し切れない法定外費用というところです。

児童福祉法の中で都道府県と政令指定都市については、児童自立支援施設という建物を設置しなければならないことになってございます。児童自立支援施設というのは、非行、家庭環境等から生活改善を必要とする子どもたちを入所させて、必要な指導を行っていく施設です。これについて、札幌市では独自に施設を設けているのではなくて、北海道が設けている施設に必要な定員枠を確保しておりまして、その定員枠に応じて支払う費用のこととございます。

○子ども未来局 緊急対応担当課長の山本です。

私からは、11番目のご質問についてお答えいたします。

48時間以内の安否確認体制として、児童家庭支援センターと児童相談所の役割分担であります。虐待通告等がありましてから、基本は48時間以内に子どもの安全を確認するというので我々は動いております。その際に、平日、日中の場合はもちろん児童相談所職員がすぐに対応することは可能ですけれども、夜間あるいは土曜日・日曜日といった休みの日に入った虐待通告に対する調査を児童家庭支援センターに委託しております。私も、先ほど申し上げましたように、子ども安心ホットラインは24時間体制、365日で運用しておりますので、そこにそういった児童虐待の通告が入ることがあります。それに応じて、その都度、児童家庭支援センターに調査を依頼するというので運用しております。

また、今後のセンター数の拡大の展望であります。札幌市内には、現在、児童家庭支援センターを4カ所設置しております。その相談件数は、年間で約5,000件程度であります。現在のところ、この件数に著しい増加傾向はありません。ですから、児童家庭支援センターの箇所数の拡大は、今後の相談件数の推移に基づいて検討していきたいというふうに考えております。

○子ども未来局 続きまして、12番目の養護施設の運営費の補助金の対象施設の内訳と支出金額等についてでございます。

補助金は二つございます。一つは、民間の社会福祉施設の整備費資金借り入れ利子に対する補助、もう一つは、産休代替職員の雇用に対する補助でございます。最初の施設整備の借り入れ利子に対する補助は、昨年度に支出したのは養護施設3カ所ございまして、一つ目は、平成3年に体育館整備、平成11年に大規模改修をしたものについての利子補助という形で19万6,400円です。二つ目は、平成14年度の移転建てかえの借入金に対する利子補助ということで7万2,450円です。もう一つは、平成7年に行った体

育館整備の借入金に対する利子補助で13万4,792円と、いずれも、要綱上、独立行政法人の福祉医療機構、もしくは、財団法人の北海道新聞の社会福祉振興基金からの借入れによるもののみ対応してございます。

それから、産休代替の補助でございます。昨年度は、基本的には零歳から2歳までの子どもをお預かりする乳児院という施設ですけれども、その施設1カ所のみで使用で、金額としては57万9,180円です。

児童養護施設については、財政基盤が非常に脆弱なところが非常に多くございます。この両方の制度を活用することによって、入所児童の処遇向上、職員体制の低下の防止があるというふうに考えてございます。特に、児童養護施設等につきましては、虐待を受けた子どもたちの入所率が5割を超えている状況の中で、対応が非常に難しい、きめ細やかに対応しなければならない子どもたちが非常に多い状況で、国の措置基準を上回る職員配置をしているのが現実ですので、そういった意味からも財政基盤は非常に脆弱というふうに考えてございます。

続きまして、13番目のファミリーホームの2カ所の選定理由と具体的な補助内容でございます。

ファミリーホームは、里親制度と児童養護施設の間のものですが、5人もしくは6人の子どもを、家族ではなくて、3人以上の養育者で育てる事業でございます。多くは里親経験者がそのまま移行する形をとってございますけれども、社会福祉法人が実施する場合もございます。

昨年度は2カ所整備してございますけれども、事前にこういった制度を活用したいという相談があったものに関して、内容、職員体制などを確認したうえで、適切であると判断したものを予算化したものでございます。整備については、北海道の基金を使い、800万円を上限に北海道が2分の1、札幌市が2分の1という形で支出しております。多くの子どもを預かる施設で、建築基準法は一般の住宅とは考えられておらず、寄宿舎と同じような基準で建物を整備しなければならなくなっておりますので、防火のためのカーテン、カーペットの整備が必要になりまして、そのためのお金として、1カ所については満額の800万円、もう1カ所はトータルで628万9,000円の支給をしたところでございます。

○子ども未来局 相談判定課長の高橋です。

私から、14番目、15番目の里親関係が関連しておりますので、まとめて回答させていただきます。

まず、14番目の里親に対する支援の内容をお尋ねでございます。

人的な支援としましては、私ども相談判定課は、札幌市児童相談所内で里親担当の係長職を1名配置しております。そのほかに、里親業務専任担当の一般職員1名、さらには、里親専任の非常勤職員1名ということで、3人の里親担当の職員を配置しております。札幌市の里親は、現在では、190組ほど登録していただいておりますが、実際に、里子を

預かっている里親は100組ちょっといらっしゃいます。現にお子さんを預かっている里親にはいろいろな悩みがございまして、施設とはまた違った意味で、いろいろな処遇上の問題、苦労を抱えておりますので、そういった里親自身の相談も含めて、窓口として3人の職員を配置していろいろな相談に乗っております。

さらには、ことしの4月から、市内の三つの施設に里親担当の支援専門相談員を配置しております。これは、国からもお金が流れておりますが、本来、施設の業務をやるために職員配置をしたいのですけれども、施設は地域に存在しておりますし、また、施設と里親処遇はある意味で両輪なのかと思っております。そんな中で、地域に存在する施設にも里親支援について一定程度の理解とお力をかしていただきたいということで、施設にそういうものを設けるといふ国の方針が出たものですから、この4月から、そういう職員を3施設に各1名ずつ配置しております。この施設職員は、私ども児童相談所以外のところでもそれぞれの里親家庭の相談を聞いていただいたり、児童相談所と一緒にあって里親の対応をスタートしております。この辺が人的な支援という内容になります。

物的に里親に直接何かということは余りないのですけれども、里親たちの任意団体で札幌市里親会が存在します。里親登録している方々が加盟している任意団体ですけれども、この事務局は、実は、私どもの児童相談所の建物内に入っているのです。その場所には一定の金額を支払っていただいておりますが、事務所として提供してございまして、いつでも事務所を通じて里親と連絡もとれますし、児童相談所の児童福祉司、心理司、ワーカー、職員と一緒に動けるといふことで、お互いに身近なところで働いているといいましょうか、事務局がありますので非常に動きやすくなっております。

それから、財政的な支援です。余り目立った支援はしておりませんが、一つには補助金を少し入れております。あくまでも対象事業を絞った上で補助をしております。そのほかに、業務委託の形で事業をお願いしてございまして、ここに金品が流れています。本来、行政としてやっている中身ですが、札幌市の里親会という任意団体ではありますけれども、里親の9割以上が登録している団体で、長い歴史の中で力も持っておりますので、お互いに共通する事業について、具体例を言いますと、里親フォーラムを秋に設けております。そういうフォーラムを設けて、これは里親自身の研修の場面でもありますけれども、市民にも里親の実態を知っていただいて、あわよくば里親のすそ野も広げたいという思いもありまして、そういうものを年に1回やっております。この事業についても、業務委託という形をお願いして一緒に展開している内容でございます。

それから、1人当たりのコストが施設より有利ではないのか、その辺の内訳を知りたいということです。

お手元の別添資料5と6が里親関係の資料でございます。説明がおくれましたが、別添資料5に里親の種類、要件が載っております。養育里親、その中でも難しいお子さんを預かる専門里親もございまして。さらに、養子縁組の里親や親族里親という種類もございまして。それから、経費の説明は、別添資料6をごらんいただきたいと思っております。これは、昨年度

実績の数字になりますが、1人当たりで大体13万円ぐらいの経費がかかっております。それから、2歳未満の小さな乳幼児につきましては、札幌乳児院という施設が白石区にございまして、ここに預けた場合には1人当たり68万5,000円ほどがかかります。そして、札幌市内の5カ所の児童養護施設では1人当たり19万円ぐらいの経費になります。1人当たりで割り返すと、それぞればらばらになります。特に、乳児院が68万5,000円という非常に高い単価になっております。2歳未満の乳幼児は、医師、保健師など医療技術職の配置の義務がある都合上、人件費が措置費の中で相当含まれており、結果的には私どもからお支払いする措置費という経費が割高になっている現状にございます。

それから、最後の15番目でございますが、里親委託率が上がっている理由に特別なことがあるのかという趣旨のご質問かと思えます。

札幌市の児童相談所としましても、数年ほど前から少子化と言われている中で、結果的には、児童相談所として親子分離をするお子さんはそんなに減っていない現状にございます。しかし、高齢者の世界を見ると、どこの都市でも介護老人施設等々は毎年のようにふえている実態であります。人間は必ず年老いていきますし、長寿化の現状にあってはそういう施設も必要なかと思う一方、少子化の中でお子さんに対する施設はハードも含めてなかなかつくりづらい現状にあります。一たんつくってしまうと、50年、60年はその施設を維持しなければなりません。そういう意味では、児童養護施設を簡単にぽんとつくれるかという、なかなかそうはならないのです。ましてや、50人、100人規模で集団処遇をしていいのかという問題もあります。古くは、戦後のすぐのころは戦災孤児と言われているお子さんも多数いました。そのころは児童養護施設と言われるものもこんなにありませんでしたので、主流は里親でした。今の数十倍の里親、里子が存在しました。それが、高度成長期等々を経て、逆転現象を起こしております。そうすると、集団処遇がメインになってしまいます。やはり、望ましいのは、一般的な親と子が暮らすことで、兄弟は数人いるかもしれないけれども、50人の兄弟は考えられませんし、100人規模で大部屋のような施設処遇は本来的には望ましいとは思いません。ですから、そうならない方がいいと思えます。

そんな中で、どこの政令市も含めて、都道府県も児童相談所の職員は、親子分離するのであれば、より家庭に近い環境にしたいと思っております。そうしたときに、お子さんの状態によって集団生活をせざるを得ないケースを除いては、里親委託を念頭に置いて処遇をしております。特に、小さいうち、まだ1歳、2歳のようなうちであれば、里親委託の方が自然かと思っておりますので、そういうことを意識しております。

先ほど申し上げました里親会とも一緒になって、里親になっていただける方々のすそ野を広げていった結果、いろいろな研修も双方でしていった結果、担い手が100を超えて200組近い里親が札幌市内で担っていただいております。難しいお子さんも預かっていただき、その結果、順次ふえていったということで、何か爆発的な施策を打ったものではありません。地道に担い手が育っていき、その理解が広まった結果として里親委託率がふ

えている実態にございます。昨年度末、平成23年3月末では、札幌市の措置児童数に占める里親委託率は18%を超えて2割近い委託率になっております。結果的には全国的にも高い数字になっておりまして、喜ばしいことではあります。札幌だけがすごいことをやったわけではなく、担い手があってこそこの結果であると思っております。

それから、高齢施設も障がい施設もそうですけれども、これまで、高度成長期以降、国は大規模施設をつくってきました。特別養護老人ホームでも50人や80人と言われていました。しかし、そうではなくて、地域の中で同じ施設処遇をするにしても10人や20人と、国でもより小規模な単位を目指すようになってきました。厚労省でも、里親に対する委託率を平成26年度には16%を全国平均で目指すと言っております。今、札幌市はたまたま18%になっておりますが、これから、万が一、処遇をしなければならないお子さんがふえたときにはこの率が上下していきます。これは担い手があってなし得るものですので、これまで以上に担い手に対して里親を理解していただけるように頑張っていきたいと考えております。

○吉見委員長 ありがとうございます。

これで事前に出しました質問事項へのご回答は終わりましたが、今までの10番目から15番目までの質問に関連して、あるいは、全体を通じてでも結構でございますので、何か質問等はございますでしょうか。

○山崎副委員長 私は、きょうで児童福祉に関しての理解を大分深めさせていただきましたけれども、今回の趣旨は政策評価というところもございまして、いろいろと突っ込んで幾つかお伺いしたいと思います。

まず、1点目としましては、施策の性格上、いろいろな施設をお持ちですね。先ほど課長のお話にも若干ございましたが、そういう施設を効率的に維持管理していくというところで、担当課で考えていらっしゃる工夫されているようなことは何かございますか。

○子ども未来局 児童療育課長の佐藤です。

施設を効率的に維持管理するということですが、子どもの処遇に当たっては、なるべく小さなユニットということが基本にあると思います。国も、そういう流れで変わってきてございます。現在、札幌市に児童養護施設は5カ所ございますが、これで札幌市の児童相談所が措置していることの全部を賄っているわけではありません。現状では、200人ぐらいの子どもたちが市外の養護施設に入所しています。それでは新たに養護施設をつくるのがいいのかということを見ると、先ほどもご説明したように、一つつくればいいという話ではなくて、いろいろな手法を講じながらやっていくべきだろうというふうに考えております。ただ、古い養護施設で大規模なところが一つなくなって、それで大丈夫なのかと言われると、やはり不安があります。そういったことで、古くて改修が必要なところについては、予算どりをを行いながら小規模ユニット化に向けていきたいというふうに考えてございます。

○山崎副委員長 いろいろな施設があるので一概には行かないかもしれませんが、例えば、



業務を委託でやるとか、そうした部分で日常的な節約に向けた努力などで工夫されていること、工夫すべきことがあったらご教示ください。

○子ども未来局 委託というのは、子どもを育てる……

○山崎副委員長 そうではなくて、例えば、掃除や建物のさまざまな部分で、あるいは、ひよっとした食事の提供などに関してです。

○子ども未来局 今お話が出ました食事の提供では、数年前までは外部委託はまかりならぬという話をさせていただいておりました。これは、家庭で生活することが前提と考えている中で、施設職員である調理の方がきちんと家庭で食事を提供するのと同じような体制をとり、いわゆる食育の部分も含めてやってほしいということから直営でやっておりました。しかし、実際上は国の基準からも外れておりますので、そこは、そういった体制を維持できるのであれば委託でも可という形に変えさせていただいております。

○山崎副委員長 一部ではそういったことにも着手していらっしゃるのですか。

○子ども未来局 考え方としては、自分たちで食育などもやりたいというところで、外部委託にはまだなっていないのが現状です。ただ、検討されているところがあるというふう聞いております。

○山崎副委員長 もう一つは、昨今の時代状況の中で、委員長が冒頭にご発言されたことでもあるのですけれども、これからますます重要な政策課題の一つになっていって、ヒューマンリソースも拡大していくことが大事だということもありました。そこで、ご教示いただきたいのは、他方で職員の質の向上や確保についてはどういったご努力をされているのか、あるいは、これからもされるのか。また、子どもの対応でも、10年前、15年前と今日では違いますし、ケアの仕方も専門的な考え方や知識、接し方でも、刻一刻と変わってくる場所もあると思うのです。そうしたところの知見や広い意味でのノウハウなどについて、職員が専門性を高めていくような努力をどういうふうにされているのか、これからされていくのかということについてご説明をお願いします。

○子ども未来局 まず、養護施設の専門性の向上というところでは、養護施設の協議会がございまして、そういったところできちんと研修機会を設けております。それから、横浜に子どもの虹情報研修センターというところがございまして、ここは、厚労省の委託を受けて、児童養護施設等だけではなくて、児童福祉施設職員の研修なども一体的に運営してございまして、児童相談の職員も研修に行くような施設ですので、そこで基幹的職員の研修の実施もやっております。あるいは、各種施設においても対象の研修をしている実態でございまして、また、ご説明することとなりますが、児童相談所でも専門の研修を開いてございまして、そこに参加を呼びかけて、養護施設等の職員についても研修を行っているところでございまして。

○子ども未来局 私からは、児童相談所の職員そのものについて少し説明させていただきます。

先ほど林委員からも業務に対して職員数が足りているのかということがございましたけ

れども、多いにこしたことはないですし、より複雑多岐にわたる相談が年々ふえていますので、そういう状況を踏まえまして、今、佐藤から出ました子どもの虹と言われている研修施設がございますが、私どもの職員は、非常勤職員も含めてそこに研修派遣をしております。いろいろな研修項目がございますので、毎年、年間で五、六人ずつぐらいはいろいろな研修に行って質を上げるようにしております。そして、資料にもありますとおり、非常勤職員を含めて100名以上の職員がおりますので、受けた研修を児童相談所内の発表会のような形で研修することによって、少ない研修費用でより多くの効果を得るという工夫といえましょうか、手前みそですが、そういうことをしております。

さらには、市役所職員だけではなくて、市内の施設の職員など児童福祉にかかわる方々にも広げていく、あるいは、区役所の児童福祉にかかわる職員にも参加を呼びかけて質の担保をしていきます。

また、職員は、児童相談所に勤務をしても、ずっといるわけではありません。やはり、自治体職員として人事異動はやむを得ない部分ですが、人事当局のご理解もいただいた上で、他の職種に比べて長い勤務経験にさせていただいております。一例を挙げますと、4年から5年ぐらいで人事異動をしているところ、児童福祉司であれば六、七年は普通です。中には10年選手もいまして、現にいる児童福祉司で一番古い者は10年目の職員です。判定を担当する児童心理司も、正規職員の場合には8年ぐらいを基準としておりまして、一昨年までいた職員は新採用以来10年いまして、初めての異動が11年目です。その職場に行ったら全然知らないことばかりということもあります。私どもは、今、1カ所しか持っていませんし、運営しておりませんが、福祉業務をやる上では、どうしても地域の情報、家庭の情報を知らないとケースワークもなかなか難しいということもありますので、職員の質の確保については、頭数をそろえることも大事ですけれども、質も向上するというところでいろいろな研修機関を通じて向上に努めさせていただいております。

○山崎副委員長 もう一つは、これは手短で結構ですけれども、先ほどの一番最初の課長のご説明でも、年間5,000件のさまざまなケースは、どういう形で課内とか関係部局の職員の間で共有されたり学習されるのか、あるいは、教訓を共有することが行われているのでしょうか。これを一言で説明してくださいということは難しいかもしれませんが、そうした一端をご教示いただければと思います。

○子ども未来局 相談件数そのものは、おおむね連休明けに、速報値ということで、市役所内部のみならず、関係機関には出していきまして、皆さんの関心の高い児童虐待などは結果としてこんなに札幌にありましたということは連休明け早々にご案内しております。また、5,000件の中の半分は障がい相談ですので、それはさておき、特に養護児童や不登校といったものは、家庭対児童相談所ではありません。そこには学校があったり、もろもろの関係機関が必ずございますので、そこと一緒に処遇を進める上ではケースカンファレンスもしていきますから、少なくとも特定の関係のところでは情報は共有されています。後々には、半年たった数値なり年度末の結果について、こういう中身がありましたと

いうことを冊子にしたりホームページ等でも公開しておりますので、数字についてはそういうことでわかるようにしております。

○林委員 副委員長のご質問と重なると思うのですが、例えば、北大の心理学系や精神医学系と協力して研究というか、学習的なものを行っていらっしゃるのでしょうか。

○子ども未来局 特定のお名前を出しますが、2年ほど前に、北大の仲教授と札幌市の児童相談所が一緒になって研究をやりました。割と、北大の精神部門はいろいろな精神科の方が実態論として市内の関係機関にOBとして多いものですから、共同でやることはそれほど多くありませんが、会議などのいろいろな場面で重なることも多いです、情報交換等はさせていただいております。

○林委員 仲先生しかいつも名前が上がらないような実態で、全国的にも子どもの問題に取り組んでいる専門家は日本でもまだまだ少なくて本当に困ることが多いのです。そういう意味では、市のこういった事業から、具体的にどうと言われると私もわからないのですが、実際に施策に携わっていらっしゃる方から現実的なニーズをいろいろな形で発声していただきたいとすごく思います。広報さっぽろに載せるには暗い話題でよくないのですけれども、やはり、広く知っていただきたいと。専門家がないのは頭が痛いのです。

率直に申し上げて、児相等にも行ってもらうように相談者とかにもするのですが、皆さんはなかなかお忙しくて、時間的にというか、物理的にきめ細かな対応をしていただくのがなかなか難しかったり、そういう問題を抱えている児童の親御さんもコミュニケーション能力が余り高くなかったり、いろいろなところで問題を抱えている方が多いので、普通の人から話を聞くより時間が倍かかるものだと思うのですが、恐らく、その辺は物理的に難しいところがあるのかと思って、課題はとて、今、皆さんが手薄だという意味ではなくて、問題の深刻さというか、量から考えると、課題は本当に多いのかと思っています。ただ、市だけではなくて、事業者だけではなくて、やはり市民全体で考えていくべき、本当に問題だと思うので、守秘義務というか、個人情報レベルが高いところなので、具体的に発信していただくのは難しいかと思うのですが、ぜひ市民にいろいろな形で知らせていただければと一市民としても思います。

○太田委員 質問させていただこうと思っておいたのは、市職員の担当者に関してです。

担当者がかわってしまわれると、何でこいつが来たのだという方が来られると、事業が水の泡というときもありますので、長くおられると伺って大変安心いたしました。

その質問とは別ですが、すべてのことにかかわると思うのですが、例えば、11番目の安否確認は48時間以内とか、あと、ホットラインの関係ですが、一般市民としてシンプルに疑問に思いますが、これは、警察の領域にも、事件になりますし、安否確認しても、夜間等、警察に協力をいただくと楽なのではないか、その分、ほかにお金を使えるのではないかなどと思ってしまうのですが、そのあたりは、道警との協力関係など、すみ分けですが、シンプルに、事業評価として、どのようにお考えか、聞かせていただけますか。

○子ども未来局 緊急対応担当課長の山本です。

ご指摘のとおり、警察との協力関係は、当然、児童虐待の現場においては必要なことであります。実際に、緊急性が高いと判断されるようなケースについては、通告者には警察へ110番をしていただくことで警察はすぐに現場に駆けつけられますので、実態を把握するという点で実際に運用しております。我々児童家庭支援センター、あるいは、児童相談所職員が現地に行くのは、警察ほど即応性はありません。48時間以内という中で運用しておりますので、即応性という意味では警察に協力をいただくということは実際に非常に多くございます。

総括的にも、警察との連絡協議会を定例的に設けていまして、情報交換等々をしながらお互いに連携しているのが実態であります。

○太田委員 一般的な感想ですが、やはり、虐待をされている親御さんのところに皆さんがいらっしゃるのは大変心配なこともありますので、市の職員としても安心・安全で帰っていただきたいというのが家族の思いでありましょうし、また、虐待されている男性のパートナーが同じような被害に遭っている可能性もあるので、あとは、経費削減で、そのお金を別の事業に、例えば里親をふやすであるとか、そういった広告等々に回していただければ、さらに子どもたちの健やかな育成ということになると思いますので、ぜひ、皆さんの安全と札幌市民の安全を守っていただくべく事業展開をお考えいただければいいなと思いました。

○子ども未来局 補足させてください。

大変ありがたい応援をいただいたのですが、本来的な趣旨とすれば、児童福祉は自治体、都道府県を含めて児童相談所の本来業務であります。ですから、特に虐待、DV、夫婦げんかの派手な結果、そこにお子さんがいる場合、土曜日の夜などのそういう場面で通告があったときに、あなたたちではなくて、警察の力をということはありがたいお言葉ではありますが、本来的には私どもが直接行わなければならない仕事であります。そこに身の危険を感じる場面もゼロではありませんが、そういうときには、日ごろから、警察との協議会を年に数回やっておりますし、いろいろと情報交換をして、警察のご協力をいただいた上で、現在は成り立っております。ですから、お気持ちはありがたいのですが、そこを削って云々ということがなじまないということは、ひとつご理解いただきたいと思います。

○吉見委員長 ほかにいかがでございましょうか。

○石川委員 数字のつながりの点だけ教えていただきたいと思います。

11番の児童家庭支援センター運営費に関して、私の手元の資料でもそうですし、多分、説明でも5,000件程度、手元では4,622件という平成23年度実績が児童家庭支援センターの相談件数となっております。最初に見た別添資料1-2の23年度の相談件数は5,158件で、当初、夜間などの虐待が児童家庭支援センターのことかと説明を聞いていたのですが、児童虐待相談は400ぐらいの数字ですから、こことは直接リンクしませんね。そうすると、相談件数の児童相談所とセンターの関連を教えていただきたいと思います。

○子ども未来局 資料1-2で出しております件数については、児童相談所本体で取り扱った件数でございます。先ほど、児童家庭支援センターの件でお話しさせていただいた数字は、児童家庭支援センターが相談を受けた件数です。件数そのものは別々でございます。ただ、その中で、児童家庭支援センターが受けた相談の中で、虐待が激しい、虐待がある、もしくは、専門的な一時保護、施設処遇が適当だというものについては、児童相談所に連絡が来ることになってございます。ですから、重複されている部分はあるかもしれませんが、それぞれ別の件数とお考えいただければと思います。

○石川委員 一般的な運用として、夜間はセンターかなという印象ですが、日中に相談するという一時的な対応は本来はどちらがとるのでしょうか。

○子ども未来局 本来、どちらもとるということです。児童養護施設に併設しているというところもございますし、また、地域の中にあるということで、地域の近くの方がご相談に行くことも結構ございます。あるいは、いろいろなことで相談に行くこともございます。それぞれ相談のしやすいところに行っているのが現状でございます。

別添資料3の各種相談機関一覧がございますけれども、我々は、相談ができる間口が広げは広いほどいいと考えております。相談したい方が相談しやすい場所に行け、結果、緊急なものとか重篤なものがある場合には、それぞれの持っている機能を十分に活かせるようなつながるような連携体制をとりたいというふうに考えてございます。ですから、相談体制一覧の中でも児童家庭支援センターは4カ所と出てございますけれども、これらに関しては、それぞれ2-4時間で相談を受け付けているところでございます。

○吉見委員長 ほかにいかかでございますでしょうか。

私から1点だけです。

別添資料1-1に組織図などがございました。さまざまな個別の案件を抱えていらっしゃる中で、これらのいろいろな部署がそれぞれに分担して仕事をなさっていると思うのですが、そういう案件のチェック体制です。自己評価体制と言ってもいいですし、セルフチェック体制と言ってもいいのですが、それはどういう形で行われているのかについてお伺いしたいと思います。

○子ども未来局 相談判定課長の高橋です。

まず、児童相談所の本体部門は、私のラインの配下でございます。一義的には、私とここにいる山本の2課長体制で運営しておりますので、児童相談所長の担当部長を含めて3人の管理職がおりまして、1から4までの四つの係は、区で分けているにすぎませんが、基本的には同じ業務をやっております。定例の処遇会議は水曜日と金曜日の週2回やっておりますし、場合によっては臨時の会議をやっておりまして、そういった会議の場面で基本的にはすべてのケースをチェックして行って、そこでご指摘のような内容しております。また、私も相談判定課、児童相談所そのものをチェックする機能として、隣の児童療育課でチェックする体制をとっております。そこで、相互にチェック、評価ができておると考えております。

○吉見委員長 逆に言いますと、児童療育課の方は児童判定課でチェックをしていることになるのですね。

ほかに委員の方から何か質問はよろしゅうございましょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉見委員長 それでは、事前の質問はすべて終わりました、全体についてもないようでございますので、きょうのヒアリングでいきますと、議事1と2を終わりたいと思います。

所管の皆様には、遅くまでどうもありがとうございました。所管の皆様は、ここまでで結構でございます。丁寧な説明、回答をありがとうございます。御礼を申し上げます。

なお、この後に意見交換がございます。その前に席の変更をするということですので、5分程度の休憩をとりたいと思います。

どうもありがとうございました。

[ 休 憩 ]

○吉見委員長 それでは、遅い時間になっていますが、続けたいと思います。

意見交換ですが、実は、意見交換については二つあります。一つは、今のヒアリングについて、先ほどと同じような意見交換をしたいと思います。もう一つは、市民参加ワークショップは、前のものは対象ではないですが、今回のものは対象になる部分があります。それで、この後、市民ワークショップがありますので、それについても、打ち合わせといいますが、事務局を交えて少し話をしたいと思っておりますので、課題が二つあります。

まず、最初は、健やかな育ちの推進の施策に関連するヒアリングについて、ディスカッションといいますか、感想やご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

難しいですね。感想ですが、ここが拡充したらいかんのですね。つまり、この部署やこの仕事がどんどん減らないとハッピーではなくて、ここがふえていくということは、本当はアンハッピーな状況が顕在化しているのですね。だから、ちょっとおっしゃっていましたが、児相なり何なりに相談に持ち込まれる前のところでどう手当てできるかという施策が本当は欲しいのだけれども、今回はそれとは違ったのですね。もう事が起きてしまった後に、被害に遭った子どもたちをどうケアするかという話になっているのです。そこだけを見れば仕方がないというお話ですけれども、そういうケアをどのようにきちんとしていくかということを見ていくしかないのかなと思うのです。

ワークショップの中でどんな話になるのか、私はわかりませんが、非常にシンプルに考えてしまうと、少子化の時代に何でこれだけふえるのだと。そういう事業分野だと思います。もっと減ってもおかしくないのではないかと。ちょっと説明もありました。札幌市の事情であるとか、環境の特殊性みたいな話があって、そういう側面も恐らくあって、ふえるなり、あるいは横ばいなり、なかなか減っていかない状況にあることを示しているのかなと思います。そういうふうなジレンマを感じてしまったのです。皆さんの感想はど

うだったのかわかりませんが、ここの部分は、私は隔靴搔痒のところがありました。つまり、実際にどんなふうに行われているのかということが、何となくはわかるけれども、よく見えないのですね。恐らく、市民ワークショップでも児童相談所自体はさわれないことになるのだなという話だったわけですが、具体的な案件を我々が見ていくということにはなかなかいかないわけですね。

一般論ですが、こういう部署というのは、どこも大変難しく、どこかできちんとした管理ができていないと問題が発生しやすいと思います。外部評価もそうですが、まさにこういう評価がきちんと入る体制がないと、問題が起こってもわかりません。端的には、いい職員を確保するようと言われていましたし、現に専門職なので、その場に長くいていただくことが大事なのですが、もし同じ職員がいると、これほど被害に遭うことはないです。給食だって、栄養のことを考えるとおっしゃっていたけれども、とにかく料理が下手な職員であれば、子どもたちは不幸で、それ以外の何ものでもないのです。ですから、そういう意味では、そういういい職員を得て、かつ、その職員を伸ばし、逆に言うと、問題の職員を排除する仕組み、チェックする仕組みというのがきちんとできていないと厄介なのですが、こういうところは基本的にできていないですね。

だから、唯一、二つの課でのダブルチェックというか、相互チェックをやっていますということなので、そこを信じるしかないという状況にあります。だから、どうすればいいということは、私は直ちに思いつかないのですけれども、我々にしても細かいところにまで入り込んでチェックをするということは、事実上、多分できないし、やろうとしても、制度上はできたとしても、多分、拒否されるのではないのでしょうか。仕組みの上からはできるのだらうと思いますけれどもね。

○林委員 先ほど、臨時の職員がどうだとかこうだとかいろいろお伺いしたのは、実は、幸いなことに札幌市ではないのですが、道の某市での犯罪事件の弁護人をやったときに、ちょっとびっくりしたのですね。臨時の児相の職員がほとんど研修らしき研修を受けていなかったのです。大半は個人的な責任なのですが、ただ、それとは別に、研修体制が余りないのではないですかというこちらの質問に対して、責任者の方が、そう言われてしまえばそうですという話がありました。そういう意味では、札幌市の場合は、先ほど、臨時はまずいないし、非常勤の方も今は有資格者だというお話でしたので、そこは一応安心できました。ただ、先ほどのお話では、非常勤の方がスクールカウンセラーなりいろいろやっていたら、週4日の方が双方にとっていいのだというようなお話でしたけれども、本当にそうなのかどうか本当にわからないのです。経済的にいろいろかけ持ちをしないとやっていけないからそうなっているのか、一つのところで集中して単独でできるだけのニーズがないのでそうなっているのか、それとも、やはりいろいろスキルアップとか研究のためには複数の職場があった方がその方にとっていいのか、正直、ちょっとわからないところがあります。聞くところによると、そういう心理学系の人たちとか学生が頑張っていて大学で勉強してもなかなかいい就職先がないというふうに、指導担当の教授がおっしゃ

っているのを直接聞いたことがあります。ですから、そういう形が双方にとって本当にいいのか、結果的にそうになっているだけなのかというところは、個人的には気になったところでした。

○太田委員 私も、札幌市の男女共同参画センターで女性の創業相談を受けていますが、やはり、こういった子ども、子育てに関するもの、特に発達障がい者の支援をやりたいということで、NPOに近いものをつくりたいという方が多いのですが、皆さんは有資格者なのです。臨床心理士の資格を持っていらっしゃるし、研修を受けていらっしゃるのですが、生活するすべがないのですね。先ほど収入のことを伺ったら、非常勤の方は年収で約300万円です。計算をしたら、給食の方は大体200万円なのです。市の職員が71人で、非常勤104人という体制でないと成り立たなくて、そのうちの104人の方がいろいろやらないと食べていけない状況で請け負っているというところの体制がまずどう考えているのかなと思ったのが1点です。

それから、職員が余り異動しないというお話だったのですが、それは、逆に言うと、対応を拝見して大変誠実だったのですが、古い体質ではないかというところを大変危惧したのです。委員長がおっしゃったように、チェック体制というのでしょうか、民間とは違うと思うのですが、民間感覚で、お金回りに関しても、経営して、お金を回して人事とかをやっているのかということも甚だ疑問が起きましたので、そういった部分で健全経営をされているのかどうかというところをもっと知りたいなとちょっと思いました。

加えて申し上げますと、最後に質問したのですが、何か起こってしまった後というのは、警察に力をかりてその部分の経費を節減するべきではないだろうかということも少し感じましたが、最後に、そこは外せませんとおっしゃったところに責任感の強さと体質の古さの両方を感じたので、そのあたりのところをもう少し明らかにしたいという気持ちがありました。

○吉見委員長 チェックのお話をしても、いろいろ進めていくと、最後にまた法律が出てきて、今の警察もそうなのですが、法律上、こういうふうになっているからできませんとか、やりませんか、そういう話が出やすいのです。確かに、いろいろやれる自由度が低い分野なのは確かなのですよ。だから、それをどの程度考えてあげるかということです。

一方で、オレンジリボンの話をちょっとしましたが、これもほとんど野放し状態になってしまっているの、あそこでは言ってしまいましたけれども、極論すれば、オレンジリボンの何とか員という証明書を、多分、札幌市の名前の入ったそういう身分証明書ではないけれども、何とか員という紙をくれるのですよね。そういう話でしたね。それを持っているわけですよ。極論すれば、例えばそれを悪用して子どもに対して何かするようなことが出たときに、だれがどう対応するのか、責任をとるのかということです。根本的に性善説になっていて、一遍、研修すればそういう人にはならないと。前に、どこでしたか、民生委員だけには自動的になってもらっているまちがあるという話でしたけれども、これは何となくわかりやすい。民生委員は、ボランティアベースですけれども、お金も出



ていてある種の縛りもあるけれども、一般市民にまで含めて広げて、1回の研修を受けたら何とか証をあげますというのは、あとをちゃんとケアしないといけない。そういうことをすること自体には全然異論がないですけれども、やりっ放しになっているのではないかとということがすごく気になりましたね。何か問題が発生したときに対応のしようがあるのだろうかということが非常に気になっているところであります。

今、太田委員が言われたみたいに、ある意味で全体的に古い体質です。性悪説に立てるとは言いませんけれども、とにかく信じてしまってやるというのは、何か問題が起こったときに非常に大きな問題になりがちな仕事をされているだけに、何かセーフガード、セーフティネットをつくっておかないといけないのかなという気がしますね。今、残念ながらそういうネットが余りありません。本来は、児童に対するセーフティネットであるはずの仕組みが、自分自身の仕組みについてはセーフティネットがないという仕組みなのだということいろいろなところで見え隠れしましたね。

○林委員 いろいろな各自立支援施設もそうなのですけれども、実際に担当している人たちにいろいろな負担がかなりあります。仕事上、それはそういうものなのではないかと思いますが、やはり精神的な負担なども物すごいので、職員とか職員的な仕事に携わっている人たち自身がきちんと相談できるところがどこまで確保されているのかなというところもすごく気になります。

だから、この分野というのは、余り効率化を図ったりお金をそぐと、結局、ほかの形でもっと出てしまう分野だと思うのです。最悪は生活保護とか家庭崩壊というところへ最後に行き着くところがあるので、多少のお金をかけても、トータルで見るとかからないと。そういう意味で、本当に未然にという分野なのではないかと思うのです。

でも、難しいですね。警察の話なども、いつも警察と押しつけ合いなのですけれども、警察の方は、やはり家庭に立ち入らずという大原則があります。しかし、おっしゃるように、DVとか、最近のいじめもそうですけれども、それはただの犯罪なのではないか、傷害、恐喝なのではないかと。身内でも起こり得るので、ここは本当に体質を変えていかなければいけないところもあります。ただ、余りそうやって立ち入ってしまうと、確かに、本来はお互いに自由であるべきところで締めつけがきつくなってしまうと思うと、すごく難しい分野だなと思います。

○吉見委員長 私自身も、ここでコストカットするという性格の指摘というよりも、どうやってここを支援していくか。単純に、例えば人をふやすとかということではなくて、むしろ、先ほど言ったような、外からそういう人たち、職員を支援するとか、あるいは、問題が起きないようにチェックなり何なりを働かせるような仕組みをつくるとか、そういうことで何か支援するというのか、仕組みをきちんとつくる必要があるという感じがちょっとしましたね。そのために、いろいろな費用なり何なりは惜しむべきではない。そういうふうに直接的ではない、間接的なものというのは、一番切りやすいというか、切られやすい部分ではあるのですが、むしろ、そういうことが必要なのではないかなという気がし

ました。具体的にどういうふうなものがあり得るのかというところまで提案できるかどうか、難しいかもしれませんがね。

○石川委員 率直なところ、評価という点は難しかったなということがありますが、評価のアプローチというのはいろいろありますので、自由度もきかないのでしょうし、無尽蔵に資金を投入できることも環境的にないわけだから、例えば、他の自治体と比べながら、札幌市の弱みや強みみたいなものを見ていった方が自然に評価できるかなと。ここだけを見ていても、最適解はお金を投入すればいいということになってしまうわけですが、それはないわけですね。それで、独自事業は適切にと、今言ったオレンジリボンとか、これはそれなりに効果があるのかどうかを見る、でも、ほかの部分はそういう評価しかしづらいかなと思いつながら聞いていました。ほかの自治体と比べながらとかですね。

○吉見委員長 今の話でいけば、先ほどの林委員の話と関係しますが、職員の採用に関してどういうふうに行っているかとか、見ているかとかですね。ただ、そこまでできるのかな。多分、そこは意外と弱いところなのではないかと思うのですよ。それこそ、余り専門家がいないのでね。心理系の大学とか、そういうことを修めていることみたいな条件で職員を採用する形になっていましたけれども、資格要件には合っていないですね。心理職みたいな、今もあるのですか、市役所に心理職というのは。そういう職種で採る場合には、試験はそれですけれども、資格要件という形にはなっていなかったですね。

しかも、こういうところでは、現に資格を取っている人が応募しにくいのですね。特に新卒で採るときにはね。市役所の職員は採用試験などをやられています、そういう人ではない。むしろ、ほかの大学などを出て、社会に出た人たちが何か資格を取られたりしてというケースがやはり多いのですよ。そういう方はなかなかこういうところに入らないのです。だから、弱みという点では、札幌市の環境がそうさせているのですけれども、そういう採用については無理なのかもしれません。

強みは何だろうか。

○山崎副委員長 担当課長の熱意ですね。

○吉見委員長 そうですね。一般論として、基本的に、こういうところ、特に兎相で働いている方というのは、皆さん、熱意があるのですよ。私は先ほどあのように言いましたけれども、基本的には、ほとんどのケースは性善説で考えてよくて、身を粉にして、自分の時間を犠牲にして働いていらっしゃるのですよ。それはよくわかっているのですが、だから任せておけというわけにもいかないところが実質的にはありますね。どこもそうなのですね。

○山崎副委員長 各委員の方々がおっしゃっていることとほとんど同じことですが、私なりの言い方で言いかえるならば、個々の課長、係長、係員、あるいはセンターのスタッフの熱意でもって働くということから、多分、委員長がおっしゃったことで、私もそういう観点が若干ありまして、専門性を確保するための仕組みというのをどういうふうな形でこのセクションに持っていくのかというところを、ある種、全体の仕組みというか、

マネジメントと言うと余りにも一般的な言い方で好きではないのですけれども、そうした観点があると、もっとそれが持続可能な形で、個人の熱意や頑張りだけに頼るのではなくてチェック・アンド・バランスが働くようなことになっていくのかなとは私も思いました。

自由度がきかないと言いながら、でも、先ほど私は法令の義務づけがとれるのだから、では、自由に条例をつくれるのですかと言ったら、参酌基準そのままに条例に落とし込みますというふうに言われたので、ううむとはちょっとは思ったのですけれどもね。

○石川委員 児相がワークショップの対象になっているのであれば、少なくとも、我々も、人口当たりの相談件数の多さだとか、職員の配置が多いとか少ないかぐらいの情報はある程度知っておきたいというか、まず、置かれている立場を知った上でというところがありますので、もしそういう資料があるのであれば出してもらいたいと思います。でも、結局、国の法令に基づいていけば、各都市でそんなに大差はないという結論が出るかもしれないけれども、それにしてもと思います。

○林委員 電話なら電話相談のときに、どうなのですか、必須で聞き取り項目みたいなものがあるのか、全然わかりませんが、何となくプライバシーの保護の問題なのかもしれませんけれども、例えば経済状況とか、片親世帯かどうかとか、何となく、少しでもいいので、バックグラウンドというか、背景について、どこまで、どういうふうに把握できるようなシステムがそもそもあるのか、ないのかというのがよくわかりません。

○吉見委員長 わからないのですけれども、札幌市かどうかはわかりませんが、特に問題なくそういう情報を公開されているケースもありますね。全国共通ではないと思いますけれども、市などによってそういうものをそれぞれでつくられています。それは、多分に、どなたかやっておられるかということがありますけれども、例えば対応される臨床心理士だと、あれは学説が四つぐらいあるのですね。対応によって、その学説のどこにベースを置くかによって相当違うみたいなのです。そういうものを見ると、何説に基づいてつくっているのかが大体わかるみたいです。

ほかに何かありますでしょうか。

それでは、今のヒアリングに関する意見交換はこれぐらいにしてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉見委員長 ありがとうございます。

それでは、もう一つ、市民参加ワークショップについてであります。

こちらは、市民の皆さんにどんなことを話し合っていたかということですか、意見交換の視点について考えたいと思います。

まず、事務局で資料を用意していただいていますので、その資料に基づき、また、前回の委員会でこのワークショップの進め方については既に少し説明がありましたが、それからどのように進捗したかということを含めて説明していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○推進担当係長 座って説明させていただきます。

資料2ですが、前回の第2回委員会でも市民参加のワークショップの取り組みということでご案内させていただきましたが、参加者数とか未確定の部分が決まりましたので、その辺についてご説明させていただければと思います。

お手元の資料の取り組みの概要についてですが、行政評価委員会における評価対象項目のうち、特に市民目線、市民感覚を踏まえる必要性が高いテーマにつきまして、市民参加の取り組み、ワークショップを実施いたします。そのワークショップの結果を踏まえまして、委員会として最終の評価をまとめるというものでございます。ワークショップの実施の際には、参加者にテーマについての理解を深めていただく勉強会を実施いたします。

次に、実施日時等ですが、まず、テーマが二つございまして、テーマ1が、市民への広報・広聴について、そして、テーマの2が児童相談所についてということでございます。テーマ1に関しましては、9月30日の午前中の9時から12時でございます。テーマ2につきましては、同日、9月30日の13時半から16時半ということでございます。

事前勉強会につきましては、対象テーマ勉強会と書いてございますが、市民の参加のしやすさを考えまして、時間帯を変えて2回に分けて実施いたします。9月12日の水曜日の1回目が13時半から2時間、そして、同日の午後7時から9時の2時間でございます。

そして、参加者数でございますが、当日は最大100名とご案内しておりましたが、本日現在、参加者数は、テーマ1に関しては48名、テーマ2に関しては46名でございます。参加者の年代は20代から70代と広がっておりますが、傾向としては女性が比較的多く、年齢も若年層の20代、30代は比較的少ない状況でございます。

また、場所でございますけれども、当初、いろいろな場所を検討しましたが、市民の参加の利便性を考えまして、STV北2条ビルの6階会議室で考えてございます。

次いで、市民参加ワークショップの進行の考え方についてでございますが、テーマに関するワークショップの意見交換につきましては、前半、後半の2段階に分けて実施いたします。前半につきましては、ワークショップの導入部分として、市民同士の皆さんが議論しやすいように議論のきっかけとして参加者自身の体験とか見聞きしたことに基づいた意見交換を行います。そして、後半ですが、前半の意見交換の内容を踏まえまして、市の取り組みの結果をより効果的にする観点からの課題とか改善のアイデアの提案といった意見交換を行っていただきます。

その下の進行のプログラムでございますが、前半は自己紹介、1回目の意見交換、そして、グループに分かれて実施いたしますので、グループごとの中間発表、それから、後半部分になりますが、必要がありましたら、所管部局からの追加の補足説明、ワークショップの2回目の意見交換、最後に参加者全体での意見を整理してまとめを実施するという流れでございます。

私からは以上でございます。

○吉見委員長 まず、日程は、29日、30日の2日間をとってくださいという話があり

ましたが、30日の日曜日の1日使いまして、29日はありません。仮押さえで2日と言われていたのですが、30日だけだそうでございます。

問題は、進行の考え方というところですが、こういう形で前半、後半に分けて、午前中に1テーマ、午後に1テーマですから、午前中の1テーマのところはさらに導入、展開と分かれる形で進んでいきます。ですから、ここで導入や展開のところでもんな話をしてもらうのがいいかというご意見がもしあれば、今、児童相談所が終わったところなので、今の段階ではとりあえず児童相談所だけでいいと思いますが、それについてあればいただければと思います。ただし、ご想像のとおり、わかると思いますが、例えば、児童相談所を利用したことがありますかとか、接したことがありますかというふうに仮にテーマをとってもこれで終わってしまいます。何せ55分しかなくて、1グループは何人でしたか。

○推進担当係長 8名です。

○吉見委員長 ということは、1人当たり数分で話をするのですよ。1人が5分話しても40分です。ですから、いろいろ立ててもだめですね。もしご意見があれば今いただいておりますが、一つは事務局にも考えてもらいますけれども、いただいたご意見は明らかに全部を盛り込めません。こんな話を市民にしてもらうのいいかなと思うことは今の段階で自由にいただければと思いますが、条件つきで、ほとんど使われない可能性が高いのです。そんな話をしてお願いしますと言うのも変ですけれども、いただければありがたいと思います。

○太田委員 児童相談所のことは、本当にドラマでしか見たことがなかったのですが、今回、初めて聞きまして、オレンジリボンもそうですけれども、市民としてどういうサポートができるかのところで、まず市民に知っていただくということで、児童相談所のPRの場に使えるらしいなと思うことと、それから、市民としてどういうふうにサポートできるかというところをやると、相談所のことに関しては余り突っ込まれないで済むかなと思ったのです。ですから、私ができる児童相談所のかかわり方みたいな、そういう市民意識の喚起的なものがいいかなと思います。

○吉見委員長 どういうふうに自分かわれるかということですね。

○太田委員 どうやって一緒に子どもたちをはぐくむか的なことです。

○吉見委員長 ほかにいかがでしょうか。

○石川委員 僕も、1と2の対比でいけば、広報・広聴というのはすごく劇的な答えが出るかもしれないけれど、札幌市の広報・広聴が変わるといえることがあるかもしれないけれども、2は、ある程度答えを決めていかなければならないというか、市民に児童相談所の存在を知ってもらって何ができると、答えをそういうふうに設定したようなテーマの方が拡散しなくていいかなと思います。

○吉見委員長 例えば、きょう出ましたけれども、児童相談所の機能や事業の質や量を拡大していくというような話になるのか、わかりませんが、場合によっては、もっとコストを削減してみたいな議論になってしまうかもしれないし、ある意味ではそういう方

向性を少し見なければいけないというようなことですか。

○石川委員 太田委員と一緒に考えていいと思うのですがけれども、極端な話、児相がそういうことをやっているのだと知らない人も出てくるわけだから、そういう人に知ってもらうだけでもこのワークショップは価値があるのではないかと僕は思うのですね。だから、こういうことをやっているのだ、でも、それは人任せではなく、みんなでやらなければならないのだと、ちょっとずるいのですけれども、少し誘導していかないとこの議論は拡散していくのではないかとこの心配があります。質や量をふやせばいいのではないとか、もっと人を入れろとか、そういう話になってしまうと全然まとまらなくなってしまうような気がします。

○林委員 9月12日に勉強会をやるのですね。

○吉見委員長 その予定です。ですから、ある程度、事前の知識は学んでいただくことになると思うのです。

○林委員 建設的な方向でこれはむだなのではないとか、例えば悪用している人がいるのではないかというのはいいと思うのですけれども、そこから入るように流されないようにだけしてほしいというところが強くあります。

○吉見委員長 我々は行政評価の立場としてある意味では専門的な目で見ますけれども、そういうことではない形で市民評価を出してもらいたいのです。まさに児童相談所に何を求めるかとか、何をしてほしいとか、こうあるべきだとか、そういうことがうまく議論されるといいのですけれどもね。

ほかにいかがでしょうか。

余り参考になる意見が出ませんか。このワークショップは、前に皆様にごらんいただきましたが、グループ分けで班みたいに分かれていて、そこに、それぞれ司会といいますか、ファシリテーター役の方が入ってまとめていただきます。これは石塚事務所にお問い合わせということですね。どんなテーマにしたらいいかということがありますか。

○石塚 石塚計画デザイン事務所の石塚でございます。

このたび、市民参加ワークショップといいましょうか、行政評価に係るワークショップの企画運営をお手伝いさせていただきますので、よろしく申し上げます。

最初に、1点、確認ですけれども、市民参加型の行政評価というのは札幌市も過去からいろいろ取り組んできて、それなりの試行錯誤はあったかと思うのですが、今回は、市民意見の間接的評価ということを明確に打ち出していることが特色かなと思っています。つまり、行政評価委員の皆さんが行政評価をする上で、市民のこういう意見を参考に評価されたいと、そのヒアリングの場面としてワークショップという手法を活用するというふうに理解しています。ですから、市民の皆さんが、児童相談所のあり方そのものについて、イエス・オア・ノーとか、こうすべきだという提言をまとめて、市の方にそれを渡すという構造ではないところが大きな特色かなと思っています。ですから、行政評価委員の皆さんの方から、こういう理由で市民の皆さんにこういうことを聞きたいのだというメッセー

ジを明確に伝えていただくことが大切なのではないかなと思います。先ほど石川委員から少し誘導かもしれないけれどもとおっしゃられたのは、位置づけから言うと、誘導ではなく、逆に正しいあり方というか、その部分を聞きたいということを明確にさせていただくことが大切なのかなと。そのことを議論するために必要な資料は何かとか、それを展開していくための議論の組み立てをどうしたらいいかというのは私たちの役目かなと思っていますが、テーマ設定ということを意識的にやっていただくのが大切なのかなと思っています。

特に、先ほど山崎副委員長からもご指摘がありましたし、皆さんからもありましたように、児童相談所というのは、言い方は悪いかもしれませんが、必要悪施設というか、ない方がいいという施設で、また、法にも位置づけられた施設ですので、その存在云々を議論するよりも、その枠組みを補完する意味で市民がどういう役割を果たすべきなのかなということがしっかり議論される必要があるだと思います。

札幌市自体も、そういうことを意識して強化プランをつくっていらっしゃるのだと思うのです。強化プランの大きな柱は、どうしたら行政や児童相談所の機関に市民の声が届くのかと、その仕組みをしっかりとつくろうということで、区役所の窓口づくりとか、オレンジ協力員もそうですが、今いろいろなチャンネルを用意しているということだと思います。そこで、それが本当に機能するためにはどうあればいいのかという議論が重要になるかなとは個人的には思っています。ですから、そういう観点から少し明確なメッセージをいただけるととても助かります。

○太田委員 対象テーマ勉強会というのは、参加しなくてもというか、皆さんはされるという前提ですか。

○推進担当係長 必須です。

○太田委員 A、Bありますが、それを両方……。

○推進担当係長 同じことをやりますので、ご都合のいいときに出てくださいということです。

○行政改革担当課長 日程Aでも2テーマの勉強会を別にしてやりますということです。

○太田委員 それは、だれが先生なのですか。

○行政改革担当課長 一応、資料等をつくったそれぞれの原局がやります。所管職員が出てきて……。

○太田委員 何というか、仕込めるといふか、そこから誘導できるといふかあれですけども、方向性は示せるわけですか。

○吉見委員長 そこで必要になるような資料を出してお見せすることになるのでしょうか。

○行政改革担当課長 そのときは、こういう感じで、このテーマについてこういう形で次の30日のワークショップでやってもらいますという説明までいきます。

○石塚 事務局の皆さんのお手伝いをする立場からご提案させていただいているのは、吉見委員長がその場に同席されて、こういうことを知りたい、聞かせてほしいというメッセージを投げるといふのが一番明確になるのではないかなと思います。

○吉見委員長 ほかに何か、どうでしょうか、テーマ出しというのは。

○林委員 やはり、私が知りたいと思うのは、きょうご説明いただいたのは今までの児相だと思うので、それが、どこまで、一般市民から見て対応し切れているのか、し切れていないのか、あと、今の市民の考えを把握するという意味では、私は、個人的には全くむだなところはないと思っているのですが、むだだと思っているところもあるのかどうかというところは、きちんと把握するという意味では必要なのかなというところがあります。

もう一つは、児相がすごく難しいのは、いらっしゃる参加者というのが、私などはどうしても児相に相談したいという必要性に駆られている人たちばかりに日ごろは接するのですけれども、こういうところにいらっしゃる方たちは、というよりは、むしろ、評価するというか、どうなのですか、問題意識は高い人たちだとは思うのですけれども、自分がこういう子どもを抱えているとか、自分がそういう立場というよりは、そういう人たちをどういうふうにしていくかというような感じの人たちだから、そこは、やはり、どうしても温度差が出てしまうところはあるのかなと。けれども、本当は、そういう温度差はできるだけない方がいいかなと。やっぱり、立場性は、これはあくまで欲の世界かもしれないけれども、欲を言えば立場性を二つ持ってぜひ議論していただきたいなど。一市民として、オレンジリボンではないですけれども、虐待などを社会からなくしていきたいという立場と、そういう大変な境遇に置かれている親御さんの立場をイメージーションしてほしいというのがすごくありますね。難しいのですけれども、その二つの立場でぜひ考えてほしいというのはあります。

○石川委員 私も、今回初めてなのですけれども、今の質問でいけば、実際はどうなのですか。参加する人というのは、児相のことを考えたくて来る人が多いのでしょうか、それとも行政評価をしたくて来るのでしょうか。

○行政改革担当課長 多分、このテーマについて話したいという人が来ると思います。それをびしびしとどうかするというのではなく、児相がどうであるということが知りたいという人が来るだろうと。現状で言えば、虐待だとかそういうことがあるので、そういったことについて自分の意見を言いたいとか、どういう状況なのか知りたい、そして、自分たちでどうしていきたいと話し合いたいということで、自分の意見だけをだっと言うのではなくて、やっぱりワークショップですので、経験のある人、ない人も含めてどういうふうな意見を持っているかという中で、ある程度集約した意見になっていくと思います。

○林委員 言い忘れたのですが、従来のあり方をどういうふうに評価するかということと、このチラシなどを見ていると、育児相談みたいなことも何となく含まれている感じがしなくもないので、そういう意味では、今後、そういう役割を児相で担うかというのは、正直、思うのですけれども、ただ、一般市民の人が、仮に、児相に、今までになかったもっと幅広い役割を求めているのか、求めていないのかということも何となく気になるころではあります。子育てに悩んでいると言ったらかなり幅広い感じがするのですね。

○吉見委員長 私も結局は同じことになるのかなと思うのですけれども、関心のある方が



いらっしゃると、もしかするとある程度知っておられた上で来られるかもしれないので、そこをどれぐらい判断したらいいか、私もよくわからないのですね。ただ、一般的には、児童相談所というのは、きょうもありましたが、意外と誤解を受けているというか、理解されていない部分だと思うので、そのギャップがどれぐらいあったのかとか、そして、ギャップを埋めるにはどうしたらいいと思うのかとか、その上で、自分が児童相談所の活動に何らかの形でかかわりを持てるのかとか、持つためにはどうしたらいいのかとか、そういうことが議論されればいいなと思うのです。

○林委員 少年院も児相も自立支援施設も、普通の方というのは結構ごちゃまぜになってしますよね。

○吉見委員長 ごちゃまぜですよ。私が子どものときには、近くに児童相談所があったので、母親に手を引かれて、言うことをきかなかっただけにここに出すよとずっとおどされました。だから、児童相談所に送られたら困るからと思って親の言うことをききましたよ。

○林委員 本当にそういうところがあると思うのです。

○吉見委員長 親も亡くなったので時効でしょうけれども、子どもをおどすのに使ったのですよ。

自分には余り関係のない施設だと考えられている方も多いのかなと思うし、どういう方がいらっしゃるか私もよくわかりませんが、そういう方であれば、逆にそういう方の意見も聞きたいなという気がしますね。ふだんから児童相談所に非常にお世話になっているので一言という方よりも、希望としてはそういうことがあります。むしろ、ふだんかかわりが無い方がどうやってかかわっていくのか、あるいは、逆に言えば、児童相談所の側がこういうふうアプローチをしてくれれば自分もかかわれるのにとというようなものがもし意見として出てくるようであればうれしいなと思います。

もう大分時間も経過してしまっただけ申しわけありませんが、ほかにいかがですか。

もう一つ、市民の広報・広聴は、次回の水曜日でもいいですか。

○行政改革担当課長 水曜日でもいいです。

○吉見委員長 水曜日でもよろしいですね。その方が、多分、皆さんも意見が出やすいと思います。そのときに、もう一遍、このことについては市民ワークショップでします。ちょっと拡散してしまっただけにまとめにくいかもしれませんが、よろしいでしょうか。

○行政改革担当課長 こちらの方で皆さんの意見を取りまとめたいと思います。

○吉見委員長 ほかになければこれで終わろうと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

### 3. 閉 会

○吉見委員長 それでは、以上できょうのヒアリングを終わりといたします。

まだ、水曜日がございますので、そのときはよろしく願いいたします。

きようはお疲れさまでした。ありがとうございます。

以 上